

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和5年9月15日（金）

午前10時01分～午後2時10分

場 所： 第2委員会室

出席委員 (6人)	委員長	本間としえ	副委員長	岩崎みなこ
	委員	中島律子	委員	大くま真一
	委員	あらたに隆見	委員	松田だいすけ
	議長	三階道雄		

出席説明員	くらしと文化部長	古谷真美	文化・生涯学習推進課長	垣内敬太
	子ども青少年部長	鈴木恭智	子育て支援課長	廣瀬友美
	子ども家庭支援センター長	田島佐知子	児童青少年課長	石山正弘
	子育て・若者政策担当課長	関隆臣		
	発達支援担当課長	相良裕美		
	(兼)教育センター長			
	教育部長	小野澤史	教育部参事	山本勝敏
			教育指導課長事務取扱	
	社会教育・文化財担当課長	齊藤義照	永山公民館長	伊藤麻衣子
			(兼)関戸公民館長	
図書館長	横倉妙子	中央図書館整備担当課長	萩野健太郎	
学校支援課長	麻生孝之	教育協働担当課長	野原敏正	

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	5 陳情第 3 号 年度始めからの 0 歳児認可定員分の補助を求める陳情	不採択すべきもの
2	5 陳情第 4 号 保育士等の処遇改善に関する陳情	採択すべきもの
3	5 陳情第 5 号 増配置加算に関する陳情	不採択すべきもの
4	第 8 1 号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5	行政視察について	承認
6	特定事件継続調査の申し出について	承認

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	多摩市文化芸術振興計画策定に向けた中間報告について	文化・生涯学習推進課
2	諏訪幼稚園における子ども・子育て支援新制度移行について	子育て支援課
3	令和 5 年度 4 月 1 次認可保育所等の入園状況について (最下指数の公表について)	子育て支援課
4	令和 5 年 1 0 月以降の保育料等の変更点について (第二子無償化について)	子育て支援課
5	0 1 8 サポート (東京都事業) について	子育て支援課
6	子ども青少年部のレイアウト変更について	子育て支援課
7	聖蹟北地区開発に伴う認証保育所の設置について	子育て・若者政策担当
8	(仮称) 多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係る実態・意識調査の実施について	子育て・若者政策担当
9	子育てひろば事業等業務委託の公募型プロポーザル方式による事業者選定について	子ども家庭支援センター
10	放課後子ども教室 (業務委託) の試行実施について	児童青少年課
11	鶴牧西公園の国登録有形文化財に関する寄附の申し出について	社会教育・文化財担当
12	多摩市就学援助費補助要綱の一部改正について	学校支援課
13	多摩市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について	学校支援課
14	令和 6 年度使用多摩市立小学校教科用図書採択の結果について	教育指導課

15	I C Tと健康に関するアンケート調査の集計結果について (令和5年7月度実施)	教育指導課
16	バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業について	教育指導課
17	多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者候補者の選定について	永山公民館
18	永山公民館・関戸公民館の組織について	永山公民館 関戸公民館
19	多摩市立中央図書館開館後の利用状況等について	図書館
20	所管事務調査について	—

午前10時01分 開会

本間委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、5陳情第3号年度始めからの0歳児認可定員分の補助を求める陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 ご異議なしと認める。

よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は、要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。

それでは、氏名をおっしゃってから発言いただきたい。

陳情者(曾我麻子氏) 曾我麻子である。よろしくをお願いします。

今年度も都内の多くの自治体、多摩市内の保育施設で、0歳児クラスの定員が埋まらないまま新年度を迎えた施設が多数あった。多摩市内の保育施設では、ほとんどの園が秋までには埋まっていく状況だが、定員が埋まるまでクラス担任の数や定員を減らすなど、各施設、工夫をして運営をしてきている。

その間、担任を持たない職員は、4月以降に入所してくるであろう入園児のために施設内業務を行ったり、他クラスのフォローを行いつつ待機をしている。定員が埋まるまでは、その分の人件費は各施設の持ち出しの財源で賄っている。しかし、0歳児の公定価格はほかの年齢よりも大きく、定員が埋まらないことは財源にも大きく影響している。今年度4月の時点で定員が埋まらない可能性を考え、定員を変更した保育施設もあるが、一度定員を

減らし保育士を手放してしまえば、人材確保の難しい現状では多摩市で子育てをし、入園させたいと希望する保護者に柔軟に対応できなくなる。満1歳の誕生日を迎えたら、保育園に預けて職場復帰したいという方もいる。転居してきて年度途中なため保育園に入所できず、一時保育室で空きが出るまで待っているケースもある。また、リモートワークなど、働き方の形態や育児休暇の取り方も変化している中で、そういう実情に対応していくことや、就労だけでなく様々な家庭の状況に合わせて支援を必要としているところへ柔軟に対応していくことも求められていると思う。

子育てのしやすいまちを目指すならば、年度途中からでも、希望者がすぐに入園できる状態にしておくことも、子育てに優しいまちを目指す多摩市の一つの特徴となるのではないだろうか。そして、その運営を各施設に任せるのではなく、多摩市としての補助で支えていただきたい。

本間委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について現在の市の状況や考え方など、市側から説明等あれば願います。

廣瀬子育て支援課長 0歳児の認可定員分の補助を求める陳情というところで、保育所においては、年齢に応じた保育士の配置基準にのっとり、また、定員に応じて保育士を配置しているところである。

定員に空きが生じる状況のほうが、お子さんにとっては落ち着いた環境になったり、また、陳情者からあったように、年度途中からでもお子さんを預けやすいという機会がふえたりといった側面がある一方で、保育所にとっては、入所児童数に応じて運営費が定められているので、児童数が減る、減員割れが生じると運営が厳しくなるというような状況は認識しているところである。

特に、0歳児では人員配置基準、乳児3人に1人の保育士を配置するという必要があるので、0歳児に定員割れが生じると陳情者からあったように、保育士の業務をほかに移すような、そういう対応が必要になる。また、保育所によっては定員を減らして、年度の後半でふやしていこうとしても、かつては保育士の確保がしやすかったと園のほうからもお声をいただいているが、近年はますます保育士の人材確保が困難になっているというようなお

話も聞く。年度の途中から、そういった対応をするのが難しいというような状況があることも認識をしているところである。

具体的に、例えば定員100人の保育所の場合、4歳、5歳児については、児童30人に対して1人の保育士が必要で、また、お子さん1人に対して、公定価格3万9,140円といった単価が設定されている一方で、0歳児については、先ほど申し上げたように3対1の配置基準がある中で、手厚い保育が必要だということで、公定価格も18万5,160円というような高い金額設定になっている。

また、市としても、独自の上乗せ補助を行っていて、100人の定員の場合には基本額3万6,100円に加えて、0歳児加算、9万8,600円というところで、この中で看護師、また、調理師の確保をお願いするという制度設計になっているところである。そうした中で、今年度の春については半分の園で定員が埋まって、半分の園で0歳児の定員が空いているというような状況があった。また、4月1日の0歳児の空き定員は38人あったのに対して、陳情者からもあったように、9月1日の入所の時点では8人とだんだんに埋まってきているような状況がある。

以前にも陳情をいただいているところだが、この課題については、園長会ともお話をし、検討を一緒に進めているところである。園長会からは、昨年度、今年度の1月に要望書をいただいている、翌月2月には、園長会と懇談会といった形で検討をしている。双方課題だということの確認をして、ちょうどおととい、一昨日も保育所の園長会と検討をしてきたところである。0歳児にひもづくこういった単価設定であると、今、社会の状況、少子化や育児休業法の拡充とか、そういったところに先々対応できるのかということもあるので、そういった社会的背景も踏まえて、園長会の中で一緒に検討を進めているところである。

本間委員長 これをもって説明を終わる。

 これより質疑に入る。質疑はないか。

大くま委員 ご説明ありがとうございます。この0歳児の空き定員に対する補助というのは多摩市も以前に行っていたかと思うが、その制度、0歳児保育推進加算制度、こういった経緯で始まって、こういった経緯で打ち切られたのかということ

をまず確認したいと思う。

廣瀬子育て支援課長 この0歳児保育推進加算、大分古い話なのだが、平成17年以前においては、国の負担分に加えて東京都の運営費補助、それに加えて市の単独補助という3つの補助というもので、認可保育所に対する運営費というのを示してきていた。

その後、東京都のほうがその運営費補助を交付金化して、それが平成18年度なのだが、その18年度に東京都の補助が交付金化されたことに伴って、市と園長会でも運営費補助の仕組みを検討して、組替えをしていこうというところで、平成20年度から、現在の民間保育所補助事業という形での市の単独補助に切り替えてきた。19年度に検討した中では、その当時、東京都の加算に含まれていた0歳児保育推進加算については、当時は本当に待機児が多い時代でもあった。

また、財政的にも持続可能な運営を継続していくというところで、園長会と話し合いを進めて、その当時、0歳児保育推進加算については廃止をして、現在の児童1人に対する運営費補助という形に、20年度から変わってきている。

大くま委員 ありがとうございます。国と市でやっていたものを都が総合交付金化する中で、市は引き続いてやっていたので、子どもの空きが出ないような状況の中で、廃止したとわかった。園長側からも同様の趣旨の要望書が1月に出ていると説明いただいた。その協議については先日の園長会でも協議したということだった。このことについて3月の予算審査の中では、市としても、例えば0歳児保育推進加算の検討については、今後の状況を見定めながらとしながらも、園長会でも協議を進めていく考えであると。また、0歳児の空きを一定確保して、年間運営していくというところは大事なところだと思っているという答弁もある。こういった方針、認識については変わりはないかということを確認したい。

廣瀬子育て支援課長 委員おっしゃるとおり、現在も園長会と検討を進めているところである。ただ、先ほども申し上げたとおり、かつての0歳児保育推進加算のようなやり方がいいのか。もう少子化というところで、また、育児休業の拡大というところで0歳児がなかなかふえていかないであろうということも

一方で見込まれる中なので、そういったところも踏まえて、園長会のほうでも定員をどうしたらいいかというアンケートをとったりとか、また、今後も場合によってはそれぞれの園とグループワークなどをしながら検討を進めていこうというところで、今、検討しているところである。

大くま委員　　今、検討しているところということだった。少子化の状況なんかを研究していく必要があるというのはそういう認識もあると思う。今、検討中だということであれば、園長会とこの空き定員に対する補助については、要望が1月に出されているわけだから、導入するもしないとも決まっていない、園長会との市と合意というものはそこではないということによろしいか。導入するのもしないのかと。

廣瀬子育て支援課長　園長会の中でも、今様々なご意見をいただいているところで、園長会としても23園がある中でまとめ切れないというところも、現状聞いている。少し厳しい園も一方にはあるというところも伺っているが、丁寧な検討を進めていきたいと考えている。

鈴木子ども青少年部長　1点だけ、今のやりとりの中で、園長会から本年1月に出ている要望書は、今回の陳情とは趣旨は同じ趣旨ではあるが、細かいところで園長会からは6名、0歳児の入園児数が6名に満たない場合の補助をしてほしいということで、より具体的な提案をいただいて協議をしているところである。

今回の陳情は、0歳児認可定員に対する補助ということで、必ずしも同じではないということをご確認させてほしい。

大くま委員　　0歳児保育のその性質上、一定の空きがなければいけないということは今説明の中でも必要だということと言われたかなと思うが、公立園を1園しか持たない多摩市は、言わば調整機能を民間園に担っていただいているという現状についてはどのようにお考えか。

廣瀬子育て支援課長　0歳児、公立園一つだけでは市内全体のお子さんを賄い、受け止め切れないというのは当然のところなのだが、例えば、よその先進自治体では、こういった空き定員や保育士の不足に対して、公立保育園の保育士が民間保育所に出向しているなんていう例も26市の中であると聞いているので、金銭面もそうだし、いろいろなやり方で空き定員のところに対する支援

というのはやり方があるのかと考えている。

そんなところも含めて、今後検討していきたいと考えている。

大くま委員 市内での検討の状況というのはおおむねわかった。都制度、国の制度などもあって、市として実施をしたという説明があったが、そういった経緯であれば都内の自治体でこの0歳児の空き定員に対する補助がある、現に幾つかこれまでも指摘もしてきているが、都内の自治体でどの程度、何自治体ぐらい空き定員に対する補助が行われているのか、把握をされていれば何う。

廣瀬子育て支援課長 直近のものではないが、こちらで把握している限りでは、26市のうち19自治体で空き定員に対する補助というのをしている。この中には、都制度をそのまま引き継いでやっている自治体もあるし、また、別のやり方で補助をしているというところもある。

大くま委員 私が調べたところで、市のほうは今19と言っていたが、区のほうでも13区とか2町、0歳児の定員未充足に対して、保育所の人件費を補助するというをやっている事業がある。さらに例えば年度途中の入所に対して、通年で体制を維持するために加算を行っているというような自治体もある。これだけのことが近隣自治体でやられているということである。

重要な課題であるということ、園長会でも協議を進めていくということは先ほどもお伺いしたが、本当にそのようになっているのかというのはこれから協議をしていくということで、丁寧にやっていただきたいと思うが、保育士不足が叫ばれる中で、近隣でこれだけのことがありながら多摩市では実施しないとなれば、足りないと言われている保育士さんが、さらに他自治体に流れるということにつながるのではないかと私は感じるわけだが、市としてはどう考えるのか。そうなれば待機児問題はより深刻になるとも考えられるが、市のお考えを伺っておきたい。

鈴木子ども青少年部長 今委員のほうからいただいた、26市の中19自治体、その他区部であれば23区の中で13区と。それぞれの状況がある中での判断と私どもは考えている。多摩市は先ほど委員からも言われたが、公立保育園は1園、認可保育所と手を取りながらこれまで多摩市の保育を支えてきた。

今、0歳児のところについては、私どもも園の経営に対して一定の影響があることは園長会とも共有をしている。ただ、そこに対してこれから少子化が進んでいくのか、あるいは一時的なものなのか、その見極めも含めて、あるいは他市の事例等も含めて、先ほど課長が申し上げた市の保育士の派遣だとか、そういうことも八方議論をした上で、園長会と協議をしていくということで、一昨日の園長会にも私も出て、課長共々話をしているところなので、そのような認識である。

大くま委員 最後にするが、一昨日の園長会の中でも、来年度の補助について検討していただく必要があるという意見なども多数出たという話を聞いているし、検討を続けていくということであれば、やはり丁寧に皆さんの状況をつかみながら、それを受け止めた上でこちらはこうしたいという形でなく、協議を進めていただきたいということを申し上げて、質疑を終わる。

岩崎委員 陳情者が陳情の趣旨のところでは施設運営に支障を来さないようにと書いてあるが、園長会で今話し合っていることがまだいろいろご意見があるということ踏まえると、まとまっていくのはいつ頃のことを想定しているのかをお聞きする。

廣瀬子育て支援課長 一定の目途が必要だということで、令和7年度に向けて検討はしているところであるが、一方で、厳しくて7年度までには待てないというようなお声もいただいているので、その中でどんな工夫ができるのか。こういった補助の仕組みをつくらなくても何かできる方法があるのかなのかといったところも含めて今検討しているところである。

岩崎委員 この陳情を認めるということで、こういう姿を後押ししたいというよりは、ある意味、社会の姿としては、母子が一緒にいられる期間がある程度あると考えると、これから社会が育休というのは男性でも取っていけるような社会を目指してほしいなと私どもも思っている。

そういう状況がある程度、そこを後押しするということになるので、できれば0歳児の間とか1歳児の間は、ご家庭で過ごせる期間が長いということを考えて上で、1歳児になったときに、受け入れていただけるのかという安心がないと、0歳児のときにやはり預けないといけないのかという不安が保護者の方にあえて出て、あえて早めに受入れをお願いするということが

あるが、その辺のところではどのような話があるか。

廣瀬子育て支援課長 この令和5年度当初、緊急1歳児の受入れ事業というところで、ご協力いただいた保育所があった。0歳児の空き定員のところに、1歳児を受け入れていこうというところという事業であるが、先般8月にその定員について、どのようにお考えかというところをアンケート調査をしたところである。そんな結果も含めて、それぞれの園、一律での検討ができない部分もあるので、それぞれの園と個別に丁寧に検討、相談をしているところである。

鈴木子ども青少年部長 今の岩崎委員からのところで、ご指摘のとおりだと思っている。やはり家庭での保育が一定程度、受け入れられる体制になってきたときに、その後、いかに公的な保育サービスで子育て支援していくのかといったところでは、今議論になっている認可保育所はもとよりだが、多摩市内には認証保育所その他幼稚園もある。今それぞれの園長会と0歳、1歳、あるいは2歳以降、3歳からの保育あるいは幼児教育に含めて議論を始めているところである。

岩崎委員 その議論が早い段階で動き出してほしいなということもこちらとして要望したいが、ただ一方で、園の運営にかかる費用を考えると、0歳児にあまりにも大きなお金が動いていて、1歳児のほうとか2歳児、4歳児となっていくと、あまりにも差があるということが是正されないと、なかなかこういう今の状況の中では、0歳児にお子さんが入ってくれるということのうれしさはある意味、お金がいっぱい入ってくるというような、そういうちょっと曲がった考え方とひもづくと思うが、そういうところを国とか公的なもののほうの動きがまだというところでは、市のほうで少し頑張っていただけなのかというところはどうか。

廣瀬子育て支援課長 これも検討しているところであるが、委員おっしゃっていただいたとおり、今1歳児に看護師、それから調理師というところがひもづいている状況である。また、先般の補正予算で認証保育所の強化事業については、園の子どもたちに対して、看護師というのを配置していくという補助を設けた。認可保育所についても必ずしもコロナのような状況もあったので、看護師が必要なのは0歳児だけではない、調理師が必要なのも0歳児だけでは

ないというところから、その0歳児というところだけではない、0歳児が減っても運営がうまくいくように、保育士さんが活躍できるような補助の仕組みに変えていきたいと考えている。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

本間委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

大くま委員 5陳情第3号 年度始めからの0歳児認可定員分の補助を求める陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して、採択すべきとの立場での討論をする。

0歳児保育における空き定員問題は古くて新しい問題である。必要な方に必要な保育を提供しようと思えば、出産時期を拘束することができないという性質から、0歳児保育は必然的に一定の空き定員があることが求められる。この調整の役割を公立園を1園しか持たない多摩市は民間園にお願いしているという状況をまず指摘しておく。

東京都が行い、多摩市も引き継いだ0歳児保育推進加算は、保育需要の高まりの中で空き定員が出ないことから、2007年度末をもって打ち切られた。それがコロナ禍で保育園に預けることを控える動きがさらに加速した少子化をきっかけに改めて大きな課題になっている。日々保育の現場で子どもたちと向き合い、豊かな保育環境をつくるために奮闘されている職員の皆さんが、保育環境や園を守るために空き定員に対する補助を求めることは至極当然のことと感じている。

質疑を通じて、園長会からも同様の要望もあり、それについて市としても前置きをしながらも重要な課題、園長会でも協議を続けていくという立場であるということは確認をした。

しかし、この問題は喫緊の課題である。都内では、都が補助を行ってきたこともあり、先ほども言われたとおり、多くの自治体で空き定員に対する直接の補助やそれに伴う間接的な補助などの形で支援をしている。後手に終わってしまえば、これをきっかけに多くの保育人材の流出を招きかねない。市にはその危機感を持ち、園長会なども含む保育現場の方々との真摯な対

話と研究、真剣な検討を求め、一刻も早い補助の実現をと述べて、5陳情第3号 年度始めからの0歳児認可定員分の補助を求める陳情について、日本共産党多摩市議団を代表し、採択すべきとの立場での討論とする。

岩崎委員 5陳情第3号に関して、ネット・社民の会を代表して不採択の立場で討論する。

私たちの目指す社会をこれから持続可能にしていくということが大変重要だと思っている。その意味でも、社会がどういうふうになるかというのは、やはり私たちとしては、この陳情に対して採択するということになると、これから先も0歳児の方が、より一層預けやすい社会ということが求められていると感じている。

しかしながら、今求められているのは育休であったり、あるいは子どもたちがより一層過ごしやすい場所で過ごすということを求められていると感じている。そうすると市には一層努力していただき、また、園長会では、一層の様々な園があるということは承知しているので、丁寧な対応を求めるといことで、この陳情に対しては不採択とさせていただく。

本間委員長 ほかに意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が1名である。

よって、これより5陳情第3号 年度始めからの0歳児認可定員分の補助を求める陳情を挙手により採決する。

本件は、採択すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手少数)

本間委員長 挙手少数である。

よって、不採択すべきものと決した。

日程第2、5陳情第4号 保育士等の処遇改善に関する陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申出がある。

多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することに

ご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長

ご異議なしと認める。

よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。

それでは、氏名をおっしゃってからご発言いただきたい。

陳情者(曾我麻子氏) 曾我麻子である。保育の仕事は、子どもの命を守り、発達を保障する高度な専門性を必要とする仕事である。けれども、その賃金は、調査により幅はあるものの、どの調査でも、全産業平均よりも大幅に下回っているのが実情で、慢性的な人手不足に陥っている。また、物価の高騰により、施設の支出もふえ、私たち市民の生活を圧迫している。

政府は、異次元の少子化対策を実施することを表明して、保育士配置基準の見直しを明記した。しかし、こども未来戦略方針には、1歳児6対1から5対1へ、4・5歳児の30対1から25対1へ配置基準の改善は盛り込まれたが、改善の中身は、基準以上に職員を配置している保育園の運営費を増額するにとどまっており、見直し実施の時期は明記されていない。子ども一人ひとりに寄り添った保育をしたいと思っても、大人1人に対しての子どもの人数が多く、子どもの気持ちに寄り添い切れなかったり、待ってあげられなかったりして、せめてあと1人保育士がいればと思うことが日々ある。

その中でも、子どもの安全・安心を守ることを最優先に、私たちは働いている。また、勤務時間のほとんどは保育に当たっているため、事務仕事や保育環境のための準備は、勤務時間内にできずに持ち帰っているのが現状である。私たちの仕事は、子どもの発達の土台の時期を担うとてもやりがいがあり、専門的な仕事で、家庭支援、虐待防止対策など社会的にも求められている仕事である。しかし、責任や負担が大きく、賃金や労働条件が見合っていない現状から、保育士が職業として選ばれにくくなっていて、募集をしてもなかなか見つからない状況がある。保育施設で働く職員が心も体も健康で

働けてこそ、子どもたちの安全・安心を守ることができる。

そのためには安心して働き続けることのできる賃金と労働条件の引上げが必要である。多摩市には、園長会や保育士協議会があり、直接市と協議しながら築いてきた歴史がある。園同士交流しながら、同じ志を持って多摩市の保育園の質を高めてきたことに誇りを持っている。よりよい保育環境をつくるために、多摩市として、東京都と国に対して保育所、学童保育と子ども関連施設に働く職員の人員配置の引き上げ、賃金の引上げを進めるように意見書を上げてほしい。

本間委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から説明等あればお願いする。

廣瀬子育て支援課長 保育士の処遇改善については、ご存じのとおり平成25年度以降、段階的に進められてきているところである。

ただ、職員の経験年数や賃金改善、キャリアアップに応じた様々な処遇改善の仕組みがあるが、陳情者からお話のあったとおり、その仕組みが実際に労働している職員全員に対する処遇改善でなく、処遇改善加算の算定の基準があって、その基準対象となる職員の数に応じて処遇改善がなされるというのが今までの仕組みになっている。また、処遇改善された金額についても、それぞれの各法人に配分の仕方が任されているため、法人によって給与の差があるということも認識をしているところである。

そういった中で、市としても、保育士の皆さんが長期的にキャリアを積んで経験値を上げていくということが保育の質につながるということは、当然、大切なことと認識していて、これまでも東京都市長会や全国市長会を通して、国に対して要望をしてきたところである。

本間委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

あらたに委員 配置基準の見直しということに対して、経営陣としてはどう考えているのかを聞きたいなと思っている。

鈴木子ども青少年部長 反問とかではなく、経営陣というのはそれぞれの保育園を運営している事業者の経営陣という意味か。

あらたに委員 そのとおり。

廣瀬子育て支援課長 経営陣といったところでは、この仕組みとしてはその施設に限らず、処遇改善の費用をほかの施設にも分配できるというような仕組みにも今のところなっている。そういった中では、その金額がそれぞれの施設に対して十分に行き渡らない部分もあるため、それぞれの法人で自由に分配をしてほしいという仕組みに今のところなっている。

また一方では、非常に事務が煩雑で処遇改善1、2、3とあって、なかなかそれを公平に働く保育士、またはその他の職種の方に分配をするのも難しいというようなお声も聞いているところである。

鈴木子ども青少年部長 委員からご質問いただいた部分はストレートにお答えすれば、各園の経営者の方とこのことについて意見を交わしてないので、ただ、園長会の場面や何人かの園の経営者の方とお話ししたときに、やはり今回ご提案者からあるように、配置基準については長い年月、ここで75年とあるが、見直されていないことについては実態にそぐわない部分がある。これはお話をいただく場面がある。

お話しする中で、我々もそういう部分があるという認識で、先ほど課長から答弁したとおり、全国市長会や東京都市長会、様々な場面でそういうお話もさせていただいている。多摩市独自にそういう配置基準を検討できるのかということについては、先ほどの陳情の中でもこの場でお話をしたが、やはり我々現場を持っている園長先生たちとお話をする中で改善できるところは改善していかなければいけないと声はいただいている状況である。

あらたに委員 私のところにいろいろ入ってくる話の中では、まず処遇改善はこの間の場合は9,000円という言葉が先走ってしまって、経営者側とすると、働いている人と必ずしもその9,000円、きちんと満額、保育士さんだけにお渡しするわけにはいかなく、それ以外の仕事をしている人たちもいるので、そこら辺の配分、勤続年数だとかいろいろなことを考慮して配分しているが、9,000円という言葉だけが先走って、現場の職員といわゆる経営陣とでそういう疑心暗鬼というか、そういうような状況が生まれてきて、今回は国が先に9,000円という言葉だけが先走っていったことに対して、経営陣としては少々困ったなということはお聞きしている。

賃金だとこの職に就くと生活ができるのかしらということで、やはりお仕事されるときに、保育士さんを選ばれないということも聞くが、その辺のところでは待遇がもし変わっていくことになる、やはり人が戻ってくると言ったら変だが、少し働こうかという形の流れることができるのではないかと、ところを市はどう見ていらっしゃるか。

廣瀬子育て支援課長 今年度に入って、実際に各園、見学に回らせていただいている中でも、一度、子育てをして、仕事から離れてやはり保育士に戻ってという方も複数お会いすることができた。なので、その後押しをする上でも、待遇というのが改善されていくといいなと認識をしているところである。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

岩崎委員 討論というか、委員長にお願いだが、意見交換の時間を取っていただけたら。

本間委員長 本案について、委員間の意見交換を行いたいとの提案があった。意見交換をすることにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 ご異議なしと認める。

それでは、委員間の意見交換を行う。意見はないか。

岩崎委員 もしこの陳情理由が細かく書かれているので、そこはなかなかどうまとめるかというのは難しいかもしれないが、意見書を上げてほしいということと、やはり今の状況をもう少し改善する方向に行くというのが、市長会でも出されているということも聞くので、子ども教育常任委員会で何かしらの具体的なものは書き込めないかもわからないが、とにかく方向は皆さん、もし同じであれば、このような意見書が上げられるのはいいのかと思うが、その辺のご意見をいただけたらと思う。

本間委員長 今の岩崎委員のご提案に対して意見はあるか。

大くま委員 今、岩崎委員から方向が同じであれば意見書をまとめる方向で何がしか形にできないかという話があったが、岩崎委員としては、どういう方向をイ

メージされているのか、話していただければ。

岩崎委員　　今回75年間改善されてなかったことが事実とともに、やはり給与がまだ、普通というか全体の職業の、ここに書かれているが、月収に比べて低いということも事実だと思うので、そこをこの大事なやりがいのある仕事ということを考えて、陳情趣旨にある人員配置の賃金引上げを進めるようにしてほしいという趣旨のものが出せたら、今、国も動いているという、30人が20人変わっていくとか、あるいはこども家庭庁もできたので動き出すと思うが、あと9,000円のところが独り歩きしているというところでは、確かにそうだと思うので、そういうところを書き込む必要はないと思う。なので、より加速していただきたいということだけで、趣旨としてはいいのかなというところではいかがか。

あらたに委員　　まず、出す出さないという話から言うと、正直言ってこの文章と中身の部分、もう既に国が今回の賃上げに対して評価を始めている。この定数の見直しについても議論が始まっている中で、先ほど申し上げたみたいに先にそっちをやると保育士不足が加速するというような意見が実際にその議論の中で出てきているという報告も聞いている。

そういう意味では、あえて多摩市議会で国がもうそういうふう動いている中で、意見書を出すタイミングではないのではないかなと私は思っている。

松田委員　　もう今話が出ていたとおりだが、6月の閣議決定で、これは陳情者も言っていたことだが、こども未来戦略方針において、この配置の基準のところは改善していくと明記をすると、明記もされたし、大臣の答弁でも、4月の国会答弁で言っている。ただ陳情者としては、具体的な期限を切っていないところが不安があるところ、今現場をすごく調査しているという話もあったし、今まで段階的にきちんと引き上げてきたと考えると、前向きに動き出しているのかと思うので、ここで、市議会としてこの陳情者の願意をここで変えて、趣旨として意見書を出すというのは、この陳情そのものがなし崩しになるというふうにも、陳情という考え方から思うので、意見書を今回を上げるのは見送ったほうがいいのではないかと私は思う。

岩崎委員　　そここのところの国の動きのところ確認だが、こういう意見書を出す

ということで、国がやっていることにブレーキをかけるという意味ではなく、ぜひ頑張ってやっていただきたいということにつながることはなかなか難しいのか。

本間委員長 ほかに意見はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

本間委員長 意見なしと認める。

これで委員間の意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

大くま委員 5陳情第4号 保育士等の処遇改善に関する陳情について、日本共産党多摩市議団を代表し、採択すべきとの立場で討論する。

日頃から子どもたちの育ちを支え、また、そうした環境や現場を守るために努力を重ねていらっしゃる職員の皆さんに感謝を申し上げます。多くの職員の皆さんが、また保護者が、また成長した子どもたちが声を上げ続けることで、近年ようやく子どもに関わる職場がその重要性、必要性、また大変さと比べてあまりに低い処遇に置かれていることが多くの方に知られ、処遇改善が必要ということが社会的な流れになった。

ようやく進んできた処遇改善も対象を限定することで、いまだに全産業平均と比べて月額12万円低い、それが現状である。早急な処遇改善が必要である。また、過重の労働環境の背景となっている配置基準についての見直しは、長年にわたって課題として取り上げられてきた。こちらも改善が必要である。

今回の陳情では、子どもたちの育ちに関わる職場の皆さんから、そうした仕事に誇りややりがいを持っている一方で、その責任や負担に見合う処遇や環境になっていないことが示され、心も体も健康で働き続けられてこそ、子どもたちの安全・安心を守ることができると述べられている。非常に重い発言だと思う。

以上申し上げて、日本共産党多摩市議団を代表し、採択すべきとの立場での討論とする。

あらたに委員 5陳情第4号 保育士の処遇改善に関する陳情について、公明党を代表して、趣旨採択の討論をさせていただく。

昨年2月から保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業、3%ほどの賃上げがされた。この賃上げは、2021年12月、参議院本会議の代表質問で、我が公明党山口代表が処遇改善の重要性を指摘したことに対し、岸田首相が賃金の引上げの考えを示し、実現できたものである。現在、国において、今回の賃上げの効果など検証しているということである。

本陳情では、配置基準の見直しについても要望があるが、国は配置基準についてもやる方向で検討しているとは聞いているが、配置基準の見直しの課題として単に基準変更をすると、現在の大きな課題になっている保育士不足がさらに悪化することである。閉園に追い込まれているところの主な理由は、保育士不足によるものがほとんどで、現在の存続している園の経営そのものに大きく影響が出る可能性がある。まずは引き続き保育士の処遇改善の強化や、保育士の育成等をしっかりとした保育士確保の体制が優先すべき課題と思っている。

以上の理由で公明党として、本陳情に対して趣旨採択とさせていただく。

中島委員

あすたま・維新として採択とさせていただく。

保育士等の処遇改善は、子どもたちの健全な育成にとって非常に重要である。子育ての大変さは誰もが知るところであり、保育士や幼稚園教諭、学童保育等全ての子ども関連施設職員に対しての給料を適正な水準に引き上げるにより、質の高い保育を提供するために必要なスキルやモチベーションを維持しやすくなるを考える。

国の保育士の賃金と処遇改善臨時特例事業として、先ほどもお話あったが、1人9,000円の賃上げがされたといっても、この9,000円の分配方法が各事業所に任されているために、実際には1人もお給料が9,000円になっているわけではなく、きちんと賃金アップにつながるような、国、東京都は現行の賃金の水準を調査し、仕事に見合った適正な給与を決定し、賃金引上げを支援すべきだと考える。

また、保育士の配置基準は子どもたちの健康を保ち、適正な保育サービスを提供するために大変重要である。保育士等の処遇改善と働き方改革、この両輪を今後も機動的に回し続けていくことは、子どもたちの健やかな成長と社会全体の発展にとって非常に重要な課題だと思う。市としても、保育士

の配置基準に関して今検討中ということであるが、東京都や国にも積極的に働きかけていていただきたいと願います。

松田委員 先ほど意見交換でお話をさせていただいたが、まず4月の大臣答弁と6月の閣議決定で明記されたことについて、国がこれからしっかりと動いていくと思うので、ただ、現場にいらっしゃる陳情者の方の、しっかりと期限を示してほしいという気持ちはわかるが、今回、国の動向を見て動くべきで、また、園長会、運営側のほうもしっかりとこの辺はやらなければいけないということも理解されているということなので、自民党としては、趣旨採択としての立場で、討論とさせていただく。

岩崎委員 5陳情第4号について採択の立場で、ネット・社民の会を代表して意見討論させていただく。

今回のこの陳情者の趣旨というのは、大変真つ当なことだと思っている。そして、国のほうに上げていくということは今後の多摩市議会としても大事な視点だと思っているし、確かに様々な調整の上、今、国が動いているということはあると思うが、なかなか進まないという陳情者の趣旨は理解できる。その意味でもなるべくスピード感を上げていただきたいということ踏まえた意味での意見書というのは、やはり出すべきではないかと思つて、採択としたいと思う。

本間委員長 ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が3名、趣旨採択すべきものという意見が2名である。

採択すべきものという意見が過半数に達している。

よつて本件は採択すべきものと決した。

なお、ただいま採択すべきものとした陳情は議会として意見書提出をすることを求める内容だが、全員一致ではないので、委員会として本会議に意見書案の提出は行わないこととする。

日程第3、5陳情第5号 増配置加算に関する陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申出がある。

多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に陳情書に沿って発言してほしい。

それでは、氏名をおっしゃってからご発言いただきたい。

陳情者（曾我麻子氏） 曾我麻子である。

現在、増配置加算の申請については、保育園等の集団生活の中で気になるお子さんについては、保護者と家庭での様子や保育園の様子を伝え合う中で、子どもの育ちを共有し、療育機関への受診へとつなげている。保育園で子どもの育ちをより丁寧に見ていくために、加配職員を申請し、必要な支援を行っている。

しかし、実際加配職員の配置できる時間には制限があり、対象児の保育時間と見合っていない現状がある。18時以降の延長保育時間に複数、特性のある子どももいることもある。7時から19時、全ての時間、子どもたちが安全に過ごせるための増配置をお願いしたいと思っている。また、子どもの発達について家庭の姿と集団の姿では違いもあり、保護者の方に理解されるのに時間のかかるケースもある。対象児のためになるべく早く必要な支援をしていきたいと思っても、必要な支援が十分にできていない現状もある。特性のあるお子さんにゆっくり関わっていると、ほかの子どもたちを見ることができなくて、危険な状況になったり、集団の動きを止めて、クラス全体に影響が出てしまうといった状況があって、ここに加配職員がいれば、特性のあるお子さんに1対1についてあげられ、もっと安心して関わることができ、子どもの気持ちに寄り添って待つことができるのにと感じている。乳幼児期に丁寧に関わり、発達を保障することが、その後の生活の土台になっていくと私たちは考えている。

現在多摩市には、発達支援室の巡回相談で、保護者の方の了承なく受けることができるシステムがあり、大変助かっている。保護者の方の了承を得られる努力をしつつ、そこで発達支援室が加配を必要と判断した時点で、速やかに加配職員の申請ができるようにしていただきたい。

本間委員長 以上で市民発言を終わる。

本陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から説明等あればお願いします。

廣瀬子育て支援課長 現在、市ではこの増配置加算、身体障害者手帳や愛の手帳をお持ちのお子様などを対象に、必要とする人員配置を行うために、増配置加算を独自の補助として行っている。かつて、東京都の補助制度の中では3対1、加配の必要なお子様3人に1人という人員配置であったところ、現在市では1対1の人員配置として、保育士の場合、月額19万8,000円ということで補助を行っている。

この補助については保育時間や障害の特性にかかわらず、1対1での増配置を行うものとなっているので、保育時間に合わせてというところだったが、保育時間や障害特性によって増減を現在にはしていないものである。

また、発達支援室の巡回相談のお話もあったが、発達支援室の巡回相談については、心理士などの専門職が保育所を訪問して、日常的に保育をする保育士に対してお子さんに合った発達を支援する具体的な関わりなどを伝え、また、保護者に対して、場合によっては療育や支援の必要性をお伝えをして、早期の支援につなげるような取り組みである。なので、発達支援室が判断してというところでは、考えていないところである。

本間委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

大くま委員 巡回相談の位置づけは、保育士さんへの助言や保護者への助言が報告されるということだった。今療育も希望者もなかなか受けられないという課題がこの間、課題になってきた。現在それは巡回相談などで必要だなということになって、十分にそこに入れるような体制になっているのか。

相良発達支援担当課長 子どもの療育についてのお答えをさせていただきたい。

確かに療育について、保育所、放課後デイサービスもしくは児童発達支援のお子さまの療育については、近年、増加しているところであって、ご希望があったときに入室できないという状況は幾つかお話を伺っている。入れない場合も多く、お話を伺っているところである。

その際は、例えば専門相談の島田療育センターとか、医療機関での療育を

お使いになっている方も多し、また、ひまわり教室においては併用通園を
場合によって行っているところである。

大くま委員 以前にひまわり教室なんかも視察をさせていただいたこともあるが、希
望してもなかなか例えば曜日を限定していたりとか、そういう状況がある
という話だが、現状もそういった状況か。

相良発達支援担当課長 ひまわり教室の空き状況やお母様たちのご要望に応じて、療育に
ついてはご相談している現状がある。

大くま委員 今、この陳情の中では保護者の合意が必要だと思うが、合意形成するた
めの取り組み、巡回相談で保護者への助言というのもあったが、そのほかに
どういった取り組みをされているのか。

相良発達支援担当課長 巡回相談の助言だが、保育園、幼稚園に発達支援室の心理士が4名
いるが、地区に応じて、ご希望があった保育園のほうに巡回をさせていただ
いている。その際には保育士さんへの専門的なアドバイス、それから、日頃
の子どもたちへ状況に応じて心理士がアドバイスする。それから、保護者へ
のご説明をどのようにするかということなどのアドバイスをさせていただ
いている。

大くま委員 要は保護者に直接その巡回相談の方が相対するわけではなくて、こうい
うふうに投げかけて、市のこういった制度につなげていったらどうだろう
かというような助言をされているということか。この辺を確認をしたい。

相良発達支援担当課長 今のご発言のとおりである。

中島委員 実際に手帳や診断がなければという部分で、もちろん保護者の方が心理
的に自分の我が子が発達に課題があると認めたくない、受けたくないとい
う親ごさんが少なからずいらっしゃるということは、それは親ごさん側の
事情なのだが、そうではなくて、診断を受けたくても実際、島田療育センタ
ーとかも半年、1年先予約が取れなかったりということがあって、その半
年、1年ってすごい結構長い期間になるので、その間やはり保育士さんたち
も診断が出ないことにより加配がつけられず、そのままの現状が続くし、親
ごさん自体もその間、すごく不安の中で過ごされる。その期間など市として
フォロー体制みたいなものというのはどのようになっているのかお聞きし
たい。

廣瀬子育て支援課長 今お話しいただいた、なかなか療育につながらない、受皿が必ずしもないというようなお話も認識しているところだが、この増配置加算については、親御さんが理解をされて、自身のお子さんに対してもやはり増配置をつけてほしいという意向がおありの場合には、申請をいただくことができる仕組みになっている。

大くま委員 もう一つ、市独自の加算としてやっているという説明があった。その際には、都が3対1として、市としては1対1で来ているということで大変だが、この都が3対1としていたというのは、先ほどもあったが、交付金化前の都制度であったと、この19万8,000円という金額は、人件費にかかるとは、都度都度見直しがされてきた経過があるのかということを確認したい。

廣瀬子育て支援課長 令和4年度に月額単価の改正をした。

大くま委員 様々な兼ね合いの中で、市独自基準の見直しをするというのはちょうど予算の中でも言われていた。ちょうど令和4年度に、それ以前はコンスタントにされていたのかというのは、毎年なり人件費の状況を見ながら数年という見直しをされていたかどうかを確認する。

廣瀬子育て支援課長 それまでは都度都度の改正はしていなかった。

岩崎委員 保護者が理解をするという、ご家庭でそのお子さんのことをそのように考えるというのは、確かに厳しい面があるのかと思ったときに、市としては、それ以外の方法というのをどのように考えているか。

廣瀬子育て支援課長 市としても、なかなかお子さんの状況、受け入れたくないという葛藤も親ごさんたちにあるということも十分認識をしているところである。今の仕組みだと、そのお子さんに対して1人の加配となっているので、その親ごさんが理解、同意をしていただかないとということなのだが、例えばお子さん何人かで1人とかクラスに1人とか、そういった現場に応じた対応ができないかというところは、ぜひ園長会とも検討していきたいと考えている。

岩崎委員 もし、そのようなことになれば、ある意味、現場は大変さはある程度同じように緩和されるのかと思うが、そのめどというか、どの辺の年度をめどに考えているのか。

廣瀬子育て支援課長 これも目途としては、令和7年度に向けてというところで検討はしていきたいと考えている。

岩崎委員 そうすると、そのお子さんがわざわざ発達支援室にかかるとか、あるいは島田療育センターさんにかかるとかではなく、ある意味、年度のところで、この人数に対しては何人ぐらいをつけられると、あるいは園長会ではその園ごとに大変さとか、あるいはその園の規模が違ったりすると思うが、園の規模が大きくないとそういう加算がないとかということではなく、丁寧な対応ができると考えていいのかお聞きする。

廣瀬子育て支援課長 現場の状況を見ても、ずっと保育士さんが手をつないでいるとか、そのお子さんにつきっきりでないとか、クラスの状況が乱れるとか、いろいろな状況を見せていただいた。そんな中では規模の大小にかかわらず、加配ができるといいなと考えている。

岩崎委員 そのこのところを確認させていただいたが、もう1点、時間のところで、先ほど陳情者が7時から19時というお話だったが、採用の件では、そのこの時間の時間数も同時に一緒に考えていけるのかということはどうか。

廣瀬子育て支援課長 具体的にどこまで検討をというところも含めて、園長会のほうと考えていきたいと思っている。

あらたに委員 現実問題、子どもが預かっている時間で、いわゆる手当を払っていくということになってきた場合、時間管理というやり方というのが今までやっているのか、実績があるのか、現実的にできるのかということをもまずお聞きさせていただく。

廣瀬子育て支援課長 標準時間、短時間、そして延長保育とあるが、やはり、そのお子さんの1日の状況に応じてとなると、園のほうでの事務負担が発生するということは考えられるところではある。

あらたに委員 あともう1点、この加配の基準が発達支援室が認めた場合みたいな形になっている。いわゆる加配の基準を発達支援室が判断できるのか。

相良発達支援担当課長 こちらのほうとしては、発達支援室の巡回相談の事業については、申し上げたとおり先生方へのアドバイスというところになっているので、加配についての判断をするものの事業とは現在なっていないので、こちらでの判断を事業ですということは困難だと思われる。

本間委員長 ほかには質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

大くま委員 5陳情第5号 増配置加算に関する陳情について、日本共産党多摩市議団を代表として、採択すべきとの立場で討論する。

本陳情では、特性があり、丁寧な対応が求められるお子さんの保育環境を整備するための加算が、保育時間の実態などに見合わない状況であるということが示された。そうした子どもたちも含めて全ての子どもたちの育ちを支えるためには、その裏づけとなる増配置の加算を充実させることが必要だということ、また、今現在の巡回相談には、そういった位置づけはないということだが、専門家の判断で必要な保育療育環境につながるようにする、そういった必要性が述べられていると思う。

配置基準など、現状で課題が多い中で、あらゆる子どもの豊かな育ちを支える環境をつくるためには、保護者の理解を得る活動と並行して、環境整備を進める取り組みが必要である。

そのことを申し上げて、5陳情第5号 増配置加算に関する陳情について、日本共産党多摩市議団として採択すべきとの立場での討論とする。

あらたに委員 5陳情第5号 増配置加算に関する陳情について、質疑の中で現時点、発達支援室が加配の判断をするということは難しいという答弁があった。よって本陳情の根本的な加配の基準が成り立っていないので、不採択とさせていただきます。

本間委員長 ほかには意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が1名である。

よって、これより5陳情第5号 増配置加算に関する陳情を挙手により採決する。

本件は、採択すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手少数)

本間委員長

挙手少数である。

よって、本件は不採択すべきものと決した。

日程第4、第81号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

廣瀬子育て支援課長

本件は、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が6月に公布をされたことに伴って、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正された。直接、市に関わる部分の改正ではないが、引用条文が削除されたことに伴って、本条例の認定こども園法第3条第11項を同条第10項に改めるものである。

説明は簡単だが、以上である。

本間委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長

質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長

意見・討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第81号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

本間委員長

挙手全員である。

よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第5、行政視察について議題とする。

本件について、本委員会の2年間のテーマである子ども・若者への支援についてを調査研究するため、委員会として先進市の視察を行いたい。別紙の委員派遣承認要求書案のとおり、視察の内容について、日程は10月19日から10月20日までの2日間、場所は19日が愛知県豊橋市、20日が京都府京都市である。

内容は、豊橋市がこども若者総合相談支援センター「ココエール」及び子ども・若者支援地域協議会について。京都市が、学びの多様化学校（京都市立洛風中学校）についてである。学びの多様化学校は、いわゆる不登校特例校のことで、このたび新たに名称が変更されたものである。経費は約36万円である。

以上の内容で、委員の派遣について、議長に申出をしたい。

これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本間委員長

ご異議なしと認める。

では、この内容で申出することに決定した。

日程第6、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにした。

これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本間委員長

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

午前11時24分 休憩

（協 議 会）

本間委員長

ここで協議会に切り替える。

それでは、1、多摩市文化芸術振興計画策定に向けた中間報告について。

古谷くらしと文化部長 よろしく願います。では、協議会の資料の1のほうであるが、ただいまご紹介いただいた、多摩市文化芸術振興計画策定に向けた中間報告ということである。

計画については、昨年の4月に施行した多摩市みんなの文化芸術条例の第8条において、今後、計画を推進するための文化芸術の振興に係る計画を策定するために、その前段として、将来像、ビジョンを定めた上で、令和5年度から6年度にかけて計画を策定をすることとしている。

このたび、令和4年度に、学識者と市民委員で構成される文化芸術ビジョン検討委員会を設置して、この検討委員会案を策定をしていただいた。本年7月に、この検討委員会案が市に提出をされたので、その報告と今後計画の策定に向けた今後の予定についてご報告をさせていただく。

詳細は、文化・生涯学習推進課長の垣内より報告をさせていただく。

垣内文化・生涯学習推進課長 資料1のこれまでの経過というところをご覧ください。

ビジョン検討委員会としては、市民委員を募集、選考を昨年夏に行って、構成としては、この線で囲われたところとして学識委員が1名、そのほかは市民委員というところで、主に市民の方を中心に構成する委員会という特徴を持っていた。なお、公募市民は1名であって、公募市民以外は条例を検討してきた歴任者の方々が中心となって検討をしていただいた。

10月には検討を開始して、市民ワークショップの開催を今年2月、また市民アンケートも実施して、それらを踏まえて検討を進め、7月にビジョン案ということで、委員会から市長のほうへ報告があったというところである。

ビジョンの内容であるが、多摩市文化芸術ビジョンというところで、目指す将来像としては、ここに記載したとおり「多様な文化芸術に、日常的に親しむくらしが街全体に広がっている」という状態を目指す状態というところで検討をした。

また、具体的なイメージとして、8つの視点で検討していて、詳細は、別添資料で説明させていただきたい。それでは、協議会資料2の多摩市文化芸術ビジョン検討委員会からの報告書である多摩市文化芸術ビジョンのほうをご覧ください。

おめくりいただいて、2ページ目である。条例策定に携わった方々というところもあって、非常に思いの強い方々が参画していただいたところである。この「ビジョンの策定にあたって」というところは、条例策定時の前文

の思いも載っているが、特に3段落目、文化芸術を通して、性別、国籍、職業、障害の有無、経済状況等に係わらず、乳幼児から高齢者まで人々のつながりを生み出し、多摩市に暮らし、また、多摩市に集う全ての人々が人生のそれぞれのステージを心豊かに過ごせる街の実現を目指すといった思いで、今回この検討委員会に関わっていただいた。

続いて、目次のほうは飛ばさせていただいて、おめくりいただいて1ページ目、2ページ目については、先ほど、古谷のほうからご説明した経緯とビジョンと計画の関係性になるので、こちらは割愛させていただいて、3ページ目からご覧いただきたい。

3ページ目は、多摩市文化芸術ビジョンの目指す姿といったところで、冒頭ご説明したとおり、目指す姿としては、「多様な文化芸術に、日常的に親しむくらしが街全体に広がっている」といったところを前面に出している。これをもう少し具体的に実現したいまちのイメージというものを4ページ以降に記載している。

4ページ目の、「親しみ楽しむ」といったところでは、2つの視点がある。日常的に親しめるといったところ、それから表現活動を楽しめるといったところの視点である。上のほうの日常的に親しめるといったところについては、表現活動が市内の至るところで行われており、日頃から文化芸術に触れ、親しんでいるというような状況である。解説もつけているので、お時間あるときに少し見ていただきたい。

下段のほうは表現活動を楽しめるといったところで、様々な表現活動を身近で伸び伸びと行い、人々が活動することや鑑賞・享受することを楽しんでいるという状況をイメージしている。

おめくりいただいて、5ページ目である。触れるという視点である。ここは乳幼児から触れているといったところと、いつでも触れられるという視点で、将来像をイメージしている。

上段の乳幼児から触れているほうについては、子どもたちが乳幼児期から文化芸術に参加・体験し、文化芸術に対する興味を深めている。また、保護者や地域の方々が、子どもたちが文化芸術に触れることの大切さを理解しているといったところをイメージしている。

いつでも触れられるといったところは、ライフスタイルの変化があっても、いつでも文化芸術に触れられるというものである。

続いて6ページ目、ご覧いただきたい。つながり交流するという視点である。つながり合うことで生きがいを感じられるという視点と、交流しコミュニティが広がっているという視点でのイメージである。

上段のほうは、文化芸術を通して地域で交流が生まれ、一緒に活動することや、あるいは教え教えられるということを介して、生涯を通じてつながり、生きがいや喜びを感じているというところである。

また、下段の交流しコミュニティが広がっているという状態であるが、表現活動が様々な分野、あるいは多様な機関と連携し活発に行われており、市民だけではなく域外の方々とも交流が生まれ、コミュニティが広がっているという状態である。

7ページ目、最後になるが、機会があるという視点である。出会える機会があるといったところと、活かせる機会があるという視点である。

上段のほうは、様々な体験を通して生涯を通じて活動したいものに出会える機会、あるいは環境があるといったところ。下段のほうは活かせる機会があるといったところで、市民の方々が得意なこと、あるいは専門的な知識・技術を生かす機会があり、文化芸術が多様な人によって振興しているというイメージである。

以上がビジョンの言うところで、市民の方々を中心に検討していただいた結果となる。

最後8ページ目については、検討委員会のほかに今回市民ワークショップ、それから市民アンケートといったものを行ったところの、少しダイジェスト版というところで載せさせていただいている。なお、ホームページには、詳細な結果も今現在も掲載している。お時間、興味あればぜひご覧いただければと思う。

駆け足だったが、このビジョンの内容の説明については以上となる。資料の1に戻っていただいて、今後の予定のほうを最後ご説明させていただいて終わりにさせていただきたい。

協議会資料1の2ページ目だが、11月に庁内でこの計画の策定方針を

つくって、その後、この子ども教育常任委員会には、12月の協議会報告で経過報告をさせていただいて、年明け1月からは、いよいよ策定委員会始動して、無作為抽出アンケートでの現状の市民の意識、調査等を実施して、またワークショップも行いながら、計画素案を9月にはまとめ上げていきたいと考えている。その際はまた9月の常任委員会のほうで経過のほうを報告させていただいて、パブリックコメントを通して、1月に決定と考えている。最終的には令和7年3月の子ども教育常任委員会のほうで、計画の最終的なものは報告させていただいて、令和7年4月から計画開始という運びで考えている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

2番、諏訪幼稚園における子ども・子育て支援新制度移行について、市側の説明を求める。

廣瀬子育て支援課長 本件については、6月30日に、学校法人東京音楽学院から諏訪幼稚園の子ども・子育て支援新制度(新制度幼稚園)への移行について、要望が提出された。これを受けて、子ども・子育て支援法第31条の規定に基づき、7月12日に子ども・子育て会議へ、定員に対する意見聴取を行い、子ども・子育て会議でお認めをいただいた。その後、子育て・若者支援推進本部において、利用定員や今後の進め方について決定をしたところであるので、報告をさせていただく。

新制度の幼稚園に移行する諏訪幼稚園については、定員表のところだが、現在、在籍児童が244人のところ、来年度から新制度の定員として240人の定員ということで予定をしている。

今後のスケジュールについては、4月から新制度幼稚園としてスタートするに向けて、10月の初旬に、市民の皆様へ令和6年度の保育所の入所のしおりでお知らせをするほか、11月から来年度末にかけて、規則に基づいて申請内容の確認をして、それを経て東京都に届出をして、諏訪幼稚園については、新制度の幼稚園に変わっていくことになる。

具体的に新制度幼稚園になると何が変わるか。一番大きなところは私学

助成で運営を行っていたものが、給付に基づいて運営をしていくということが変わるのと、これまでは幼稚園、いろいろなお子さんを園の趣旨に、園の方針にのっとって、親御さんが幼稚園を選んでそこに入園するというものが、応諾義務が生じるというところで、入園を希望されたお子さんは、基本的には全て入園をしていくというような、そんな仕組みに変わっていくところである。

これを行うことによって、安定運営といったところも期待されることになるので、こちらについては簡単だが、報告をさせていただく。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に3番、令和5年度4月1次認可保育所等の入園状況について、市側の説明を求める。

廣瀬子育て支援課長 こちらについても、毎年お示しをさせていただいているもので、この後、10月5日に、保育所の入所のしおりを発行するタイミングでホームページなどにも掲載をしていこうと考えている。今年度4月の保育所の入所に当たって、それぞれのご家庭、入所できたお子さんの最低指数というのをここで、表で載せさせていただいている。年度ごとの状況を見ても、指数については出っ込み引っ込みばらばらではあるが、特徴としてはやはり1歳児については、どこの園においても点数が比較的高くなっている状況となっている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に4番、令和5年10月以降の保育料等の変更点について(第二子無償化について)である。市側の説明を求める。

廣瀬子育て支援課長 こちらについても、先週、補正予算でご審議していただいたところである。わかりにくい部分もあったかと思うので、表でまとめたので、細かくはまた見ていただけたらと思うが、それぞれのどこの園が無償化の対象になるのかというのを表でまとめさせていただいた。

1 番目の認可保育所の第二子無償化については、第三子と同じ水準での無償化、また、定期保育の利用者については、この10月から新たに新規で第二子も第三子も無償化が始まる。また、認証保育所・企業主導型の保育所についても、第三子と同じ水準で無償化が始まる。

一番下の4番目のところでは、幼稚園の入所のお子さんはこれまで、きょうだいカウントが小学校第3年生までを対象にきょうだいを見ていたが、実際のきょうだい数でのカウントに変わるところと、あと、第三子の水準に無償化が拡充されるというところで繰り返しの説明になるが、表にまとめたものである。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に5番、018サポート(東京都事業)について、市側の説明を求める。

廣瀬子育て支援課長 こちらについても、6月にも報告をさせていただいた。新しいチラシができたので、また、本格的に受付が始まっているので、ここで、案内をさせていただきたい。ホームページでは現在もこのチラシにのっとしてお知らせをしているところだが、今後、10月5日のたま広報でもお知らせをしていきたい。現在も、児童館、健康センターなどにもポスターを掲示していて、12月15日までが申請期限となっている。こちらのチラシにもあるが、新しくコールセンターというのも設けられているので、報告で添えさせていただいた。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 これは申請した人ということにどうしてもなるのか、あるいは、市として少し把握してプッシュするのかお聞きする。

廣瀬子育て支援課長 住民基本台帳をもとに、プッシュで案内を送っている。新しく出産された方とか都内に越していらした方を対象に漏れなく申請をしていただきたいということで案内をしている。東京都が通知をしていて、転入者とかに案内をしているものである。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、子ども青少年部のレイアウト変更について、市側の説明を求める。

廣瀬子育て支援課長 こちらについても既にご案内のところだと思うが、来月10日からB棟4階に移転をして、新しいスタートを切るところである。レイアウトについては図のとおりだが、キッズスペースについては、これまでと同じ面積での移転をするということと、授乳室・おむつ替えコーナーについては、新しく4階にも新設をするが、2階のところについてもそのまま残る。また、新たに相談する方のプライバシーに配慮した相談スペースというのも設けていく。ちょうど10月の末から、保育所の入所申請など来庁される方がふえるタイミングではあるが、丁寧な周知をして、努めていきたいと考えている。

本間委員長 市外の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に7番、聖蹟北地区開発に伴う認証保育所の設置について。

関子育て・若者政策担当課長 聖蹟北地区開発に伴う認証保育所の設置ということについて、新たに生じる保育需要に対応するためサクテラスモール3階に、新たに東京都認証保育所を設置することから、概要を報告させていただきたい。

施設名は(仮称)だが、ウィズチャイルドかわのこ保育園ということで、施設区分は東京都認証保育所、クラス定員数は0歳児から2歳児クラスの40人定員になる。場所は聖蹟桜ヶ丘北地区、タワーマンションの隣のところの建物になる。運営事業者は、桜ヶ丘周辺で認証保育所を運営している株式会社ウィズチャイルドさんになる。開設時期については、令和6年2月開所を予定している。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に8番、(仮称)多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係る実態・意識調査の実施について。

関子育て・若者政策担当課長 (仮称)多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係る実

態・意識調査の実施についてということで、こちらについては、令和7年度から5か年計画となる（仮称）多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係る実態・意識調査の実施について、概要のほうをご報告させていただく。

まず、次期計画の体系ということで、図のほうをご覧くださいと思うが、今回、新たにこども基本法が制定されたり、また、こども大綱ということで、子ども・若者育成支援推進法や子どもの貧困対策推進法、少子化対策基本法など、まとめてこども計画といったものもあわせて、今回全てを包含して、計画のほうを進めていきたい。

ニーズ調査の体系については、今回10項目調査のほうを予定している。特に、後半のNEWと書いてある部分については、今回子ども・若者の権利の部分も含めて、権利の関係についても聞いていく予定である。

これまでの経過については、令和5年2月に、方向性について報告させていただいて、また5月、第1回の子ども・子育て会議のほうでも、審議のほうをさせていただいた。その上で、内部の職員のほうでも専門会議と専門委員会というものを設けて、内容のほうを2回にかけて精査のほうさせていただいて、改めて7月にまた、子ども・子育て会議、あと子育て・若者支援推進本部、こちらのほうで概要を審議、また協議をさせていただいた。

今後のスケジュールについては、10月の上中旬なのだが、最後細かい文言の整理はさせていただくが、最終的な事務局決定をさせていただいて、10月20日、たま広報にて全体周知、11月上中旬頃にニーズ調査の実施という予定になっている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 このニーズ調査というのは前回のものはちょうどコロナ禍直前に行われているが、今回この新しい項目ができたということだが、前回以降から削除された項目があるか。

関子育て・若者政策担当課長 こちらについては、まずA-1からC-2まで書かせていただいているが、これは前回は平成30年度に行っているが、こちらについては、基本的には定点観測という形でやらせていただいている。今回については、追加という形でやらせていただいているので何か削除とかといったものはない。

岩崎委員　　今回、項目が結構新しいできたことを踏まえたり、様々あるが、先ほど課長が権利のことをおっしゃっていた。性暴力なんかも大々的な報道もある中、意外と意識調査となると、すごく重要なと思うので、そういう権利というアバウトな形ではなく、細かく自己決定権とか自尊感情という細かい形の書き方の意識調査もされるのかをお聞きする。

関子育て・若者政策担当課長　まず今回、一番大きく聞いていくところとしては、まず、今回多摩市のほうでも子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を策定させていただいているので、まずは子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を知っているかといったところとか、あとは例えばお子さんのほうについては、ほっとする場所はどこかとか、そういったところの内容を聞いていくというのが主なところになる。

岩崎委員　　ニーズ調査なので、どこを聞きたいかということはあると思うのと、あと、聞かれた側が答えるのが答えづらいということも聞きづらいだろうなと思って配慮するということもあるかもしれないが、これだけ今、大きな話題になって、男性も子どもたちの性暴力という問題がある。そういう意味では、少し踏み込んだ形でのニーズ調査もしていただけると今後に役立つかなと思うのでご配慮いただきたい。

鈴木子ども青少年部長　課長に補足してご説明する。今、岩崎委員からいただいたところ、我々も注視していかなければいけないと思うが、これまでの経過の中で、本年7月に市の部長級で組織をしている、市長も入っているが、子育て・若者支援推進本部会議でこの内容について議論していることと、あと、外部の子ども・子育てに関する会議、ここは大学の先生、それから青少年問題協議会の委員からも保育園の園長先生、あるいは幼稚園の園長先生、それから保護者、あるいは小・中学校の校長先生にも委員になっていただいて議論してきた。

今、岩崎委員さんからいただいたような、子どもたちがこういう設問だと答えやすいのではないかと、主体的に、自己肯定しながら答えられるのではないかと、そういうやり取りもさせていただきながら組み込んできたので、また、詳細については実施後にもご報告をさせていただきたい。

性暴力についてということでは、今回直接的には内容も組み込まれてい

ないが、そういったことについては、様々な場面でアンテナを張っていきたいと思うので、ご理解いただきたい。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に9番、子育てひろば事業等業務委託の公募型プロポーザル方式による事業者選定について、市側の説明を求める。

田島子ども家庭支援センター長 子ども家庭支援センター内にある子育てひろば事業等業務委託の複数年契約が令和6年3月31日で満了となるため、令和6年4月以降の受託事業候補者選定を公募型プロポーザル方式で実施予定のため報告をする。

履行期間としては、令和6年の4月1日から令和9年3月31日までの3か年としている。

委託内容に関しては、こちらに記載があるが、子育てひろば以外にもリフレッシュ一時保育事業、人材育成・研修・ネットワーク事業、利用者支援事業、この大きくは4つの内容を併せて委託をすることになっている。スケジュールの予定は、こちらをご覧いただけたらと思うが、1月末には、契約締結の予定で進めていきたいと考えている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に10番、放課後子ども教室（業務委託）の試行実施について。

石山児童青少年課長 放課後子ども教室の試行実施について報告をさせていただく。

本年10月1日より市内2校で行う試行実施になる。かねてから保護者の要望である週5日の開催、これを該当する学校の学童クラブを運営している社会福祉法人に委託し、これまでの地域ボランティアと学校との連携により試行実施する。試行実施する中で課題の検討や検証、実施効果についての確認をしていきたいと思っている。

行う日程は、学校の授業がある平日に行う。場所は、試行実施する各学校の校庭、体育館、空き教室等を使わせていただく。内容は、ドッジボール、

サッカー、ボードゲームなど、これまでやっていた自由遊び、それから工作、宿題、折り紙とか演芸活動、こういったことも従前のおり行いながら、特別プログラムとして、今回、社会福祉法人さんのほうの独自のものとして、ダンス教室などそういったものも実施の中でプログラムの充実をしていきたいと考えている。また、従来ボランティア運営で行っていた連光寺小学校だと囲碁教室、貝取小学校だと科学実験教室は引き続き受託のボランティアさんと一緒に連携していくということで実施予定である。

また、これ以外にも、東京都の専門人材を活用した活動プログラムという事業を利用して、ブラインドサッカーや和太鼓の体験教室、こうしたもののプログラム充実もやっていきたいと予定している。申込みは既に9月1日より開始している。保護者への告知としては、貝取小学校と連光寺小学校の保護者説明会、それからホームページ、たま広報などを通じて行っている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 放課後子ども教室ということで、こうやって空き教室などを使って10月からということで、まだまだ暑い日なんかもあるかと思うが、そういった際の対応などは今どのように、事業者とかと検討しているかと思うが、どのようになっているのか。

石山児童青少年課長 学童保育を受託している法人と同じ受託者が行うということなので、安全管理は、学童保育の安全管理と同じようなマニュアルに従って行っている。当然、かなり温度が、気温が高くて外遊びが危険な場合については、体育館もしくは屋内での教室のプログラムに切り替えて行ったりとか、救護のほうの対応についても準備をしているというものになる。

大くま委員 小学校で言うと体育館にエアコンがなかったりとか、教室のほうであればエアコンがあるような教室の利用も含めて、今、検討が進んでいるということよろしいか。

鈴木子ども青少年部長 ご指摘のところ、本会議の中でも小学校の対応ということであった。本件についてはまさに教育委員会、小学校に在籍している児童・生徒全員が対象になるので、校長先生をはじめ学校との綿密な打合せを課長トップでやらせていただいている。なので、気温が高い場面では普通教室、特別教室含めてエアコンが効く環境で、また、あるいは体育館も過度に高温の場

合には使えないと思うが、冷風機等を使いながら、あるいは大型の扇風機等も小学校に配備されているので、そういったものも活用しながら、安全に過ごせるように実施をしていきたいと思っている。

松田委員　　今回のこの試行実施ということで、この目的にも書いてあるが、今回週5日の開催なのだが、かねてから保護者から要望が実は結構多くあったのではないかなと思う。今現在、地域ボランティアでやっている放課後子ども教室って大体週1くらいで行っているのか。

石山児童青少年課長　今現在、全ての学校で実施できているわけではないが、できているところでも週1回または月1回程度というところになる。

松田委員　　学童クラブが、基本的に子どもを預かり生活力を身につけるといのが目的で、放課後子ども教室というのは、放課後の居場所づくりというのが目的。目的は違うが、実際に学童クラブに預けている目的が居場所になっていたりとすところもあるので、今回試行実施するというのは結構画期的。稲城市はしっかりやっていて、正直過剰なというぐらいお金を使ったりするかなと思うが、今回これを取り組むに当たって、やはり保護者の方は、放課後の子どもの所在がどこにあるかは働いていると特に不安に感じるところだと思うが、その辺りどういうふうに想定しているか伺えればと思う。

石山児童青少年課長　こちらの2校の試行実施段階では、まだその子どもの居場所、所在についての確認というのはどうしてもアナログ、手作業での確認になるかと思っている。

松田委員　　そのこの所在のところは今は昔と違って、あらゆる方法で、遠隔で子どもが例えばどこにいるかという位置情報までやれと言わないが、例えば塾とかでも子どもが入室した、塾に行っていて、何時に子どもが入ったというと親にメールが来る、退室のときもそう。また、子どもがきちんと行っているかどうかを確認できるという、我々子どもの頃から塾行くのに親に内緒でさぼって遊びに行っていたというのもあって、親に後でばれて怒られたということもあったが、きちんとその辺のシステムというのが今後、今の時代だから必要なのではないかなと思うが、その点どうか。

石山児童青少年課長　我々のほうとしても子どもの放課後の安全な居場所として、この部分については検討していきたいと思っている。

松田委員 登録して、これは放課後子ども教室は、言ってしまえば自由参加である。だから、なおさら子どもによってなのだが、どこに行くかわからないというがあるので、その辺はもうこの時代だから進めていくようにやったほうがいいのかと思うが、それだけ指摘しておく。

鈴木子ども青少年部長 今回試行ということで2校やらせていただくので、今のご指摘事項も試行の中で法人とあるいは利用される保護者の意見を聞きながら、検討していきたいと思う。

あらたに委員 施行期間はいつまでなのかと、来年度の4月はこれがふえる可能性があるのか、そこだけ聞きたい。

鈴木子ども青少年部長 試行期間については、現時点では年限は切れていないというのが正直なところである。ただ、事務局レベルでは、今年この10月からということで準備があったので、年度当初からはできなかった。半年といったところの中では、やはり夏休みとか長期休業期間中もどう取り組んでいくのか、それから学校との兼ね合いというものもあるので、基本的には来年度1年間ぐらいは試行でしっかり検証を進めていきたい。

財政的な問題、あるいは一番中心にはやはり子どもまんかなので、子どもたちがどういう形で利用できるのか。保護者の方の利用が、今、松田委員からいただいたような付加サービスについても要望があるのかなのか。その辺を検証していきたいと考えている。来年の4月は基本的にはこの施行2校で継続をしていきたいと考えている。

岩崎委員 学童クラブに入っているお子さんは、放課後子ども教室と行ったり来たりできるのかというところお聞きする。

石山児童青少年課長 学童クラブを利用しているお子様でも、放課後子ども教室はお申し込みいただいて、年に1回登録なのだが、利用していただくことはできる。ただ、学童保育のほうではやはり先ほど松田委員からあったが子どもの所在、学童保育は、保育として完全に見守りをしているので、預かり保育をしているので、その部分について行ったり来たりという状態ではなく、例えば校庭なんかでドッジボールをやっているというときは、放課後子ども教室の子どもも学童保育の子どもも一緒には遊ぶが、その部分についてはきちんとどこにいるのかというのは、安全管理をしながらできる範囲での参加

ということで区分けはしている。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際暫時休憩する。

午後 0時05分 休憩

午後 1時05分 再開

本間委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

11番、鶴牧西公園の国登録有形文化財に関する寄附の申し出について、市側の説明を求める。

齊藤社会教育・文化財担当課長 協議会資料11をご覧ください。鶴牧西公園の国登録有形文化財に関する寄附の申し出について報告をさせていただきます。

まず資料の最初であるが、1として対象地の状況をお示しさせていただきました。鶴牧西公園の西側である。資料で申し上げるとこの黄色い部分、その黄色い部分を大きく引き伸ばしたのがその下の調整状況と書かせていただいているところになる。

今回この黄色い部分の土地を公園用地として取得するということが前提になっているが、その上にある国の登録有形文化財と川井様の今現在お住まいのお宅であるが、こちら国の登録有形文化財であるので、公園用地取得後に市のほうにご寄附いただくということでの申出を頂戴しているということについての報告である。

次のページをご覧ください。国の登録有形文化財の状況である。現在お住まいの川井家住宅主屋である。こちらに関しては明治18年頃に建築されていて、木造の平屋建てということで建築面積は199平米ということである。その横の土蔵であるが、こちらも令和2年の4月に主屋と同様、同じときに国の登録有形文化財として登録がされている。こちらのほうは底地また建物両方とも今、市の財産という形である。こちらについては、平成28年に川井様のほうからご寄附をいただいているというものである。

一番下の4の今後の予定をご覧ください。今年中11月以降に主屋

の寄附を受領させていただく予定で、今、準備を進めておるところである。市のほうにご寄附いただいた後は、今年度に関しては維持管理を市のほうで開始させていただくという予定である。来年度、令和6年度、7年度で主屋と土蔵の保存活用計画、こちらを策定していきたいと思っている。その保存活用計画に基づいた改修設計を令和8年度、そして、改修設計に基づいた工事等を令和9年度以降ということで、ざっくりとした予定を考えている。

また、こちらの保存活用計画の策定及び改修については、この事業自体が公園の都市計画事業と一体で申請をさせていただいて、先般、東京都から認可をいただいているというところである。

一つ戻って3番をご覧いただきたい。国登録有形文化財の保存・活用・改修に向けた補助金等の活用ということである。国庫補助・都補助であるが、主屋・土蔵の保存活用計画の策定、また、計画に基づく公開活用に必要な設計改修について、国の補助2分の1、東京都のほうで4分の1ということで、補助割合が定まっている。

次はその下である。(2)番、都市計画税(基金)の活用ということである。4分の1については市のほうの負担という形になっている。公園用地の取得と併せて都市計画事業ということになるので、こちらについては、目的税が充当できるというところで、現時点では目的税、都市計画税のほうを充当し、一般財源の負担の軽減を図っていくという方向で検討を進めているというものである。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 ありがとう。国が2分の1、都が4分の1で、市がとなっていて、目的税が使えるということなので、市の一般財源の負担はないと思うが、かかった費用に対して国がくれるのか、最初から国の金額は決まっているのか、そこをお聞きする。

齊藤社会教育・文化財担当課長 上限等は決まっていないが、対象品目は決まっている。現在考えているのは対象品目内でももちろん対応していくということである。あとは、各年度の予算の関係があるので、予算の上限というところが一つ条件になってくるかと考えている。

大くま委員 公園と古民家ということになるが、多摩市内幾つか公民館が公園と一体となって、おのおのちょっと特徴のあるような、例えば煮炊きができるとかそういった状況かなと思うが、こちらについてはそういったことは何か特色を持たせた活用ということは考えられているのだろうか。

齊藤社会教育・文化財担当課長 そうしたものも含めて、保存活用計画の中でまだ決定ではないが、活用計画の作成委員会のようなものを設けて、専門家の方々に多方面から意見をいただいて、計画を策定していきたいと考えている。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に12番、多摩市就学援助費補助要綱の一部改正について。

麻生学校支援課長 協議会資料の12をご覧ください。こちらに簡単にまとめをさせていただきます。

まず、今回の改正だが、今年度の国の要保護児童生徒援助費補助金、こちらの改正が行われたことに伴って、本補助要綱の補助金単価の引上げを行ったところである。

内容については、2番目にある別表の(第4条関係)、新入学児童生徒学用品費、これの対象学年が中学1年生だが、これまで6万円だったものを6万3,000円に引き上げている。また新入学準備金、こちら小学校6年生が対象になるが、改定前が6万円だったものを6万3,000円に引上げの改定を行った。

告示日及び改定日だが、令和5年7月10日に告示し、同日改定ということである。なお、条文の中を一度ご確認ください、資料の13ページのところをご覧ください。こちらに改正後の表がある。項目の4番目、新入学児童生徒学用品費の網かけのところが6万3,000円になっている。

おめくりいただいて14ページのところで、新入学準備金が6万3,000円ということで、小学校6年生から6万3,000円になっているという改正を行った。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に13番、多摩市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について。

麻生学校支援課長 協議会資料の13番をご覧いただきたい。多摩市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正を行ったので、ご報告するものである。

こちらについても国の要保護児童生徒援助費補助金の補助金額の単価引上げが行われた。このことに伴って就学奨励費の支給額の改定を行った。また、併せて支給対象者を拡充したので、ご報告する。

まず、改定の内容2つあるうちのひとつである。第2条、対象者である。これまでの対象者というのが、多摩市立小・中学校に通う特別支援学級に在籍するお子さんに対して、本支援金を支給をしていた。ここで改定するのが多摩市立小・中学校の通常学級に在籍をする障がいのある児童・生徒、こちらについても支給の対象とするというものである。この対象というのが、本来であれば特別支援学校に就学させることが適当であるという判断がされる児童・生徒について、多摩市立小・中学校の通常学級に就学した際にも、補助金が支給できるようにということの改定を行ったものである。

改定の2つ目である。別表の第6条関係、第7条関係である。新入学児童生徒学用品費、それと通学用品購入費。対象学年は中学1年生である。改定前が2万8,990円だったものを改定後3万490円ということで、1,500円増額の改定を行った。

告示日及び改定日だが、同日である。令和5年7月10日、こちらの改定を行った。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 今最後におっしゃった通常学級にいらっしゃるお子さんでも、そちらの金額をお渡しするという流れということを知ったが、そのときに、保護者さんとは実際にはそういう学校、学級に行く可能性もあるというか、行くことが適当であると既にお伝えしているということになるのだろうか。

麻生学校支援課長 おそらく特別支援学校の就学が適という判断をする前に、教育センターのほうで就学相談を受けていただくことになろうかと思う。その判定会の中で適ということになるが、その後、保護者及びその児童・生徒のご意思

によって、通常学級に入りたい、入級したいという場合には入っていくという流れになる。その際には、こういった補助金支給要綱があるということはお伝えできるかと思う。

岩崎委員 今後、そういう丁寧な形でお願いしたいと思う。よろしく願います。

大くま委員 別表の部分、今回、中学1年生について新入学児童生徒学用品費などが改定されるが、小学1年生のほうについては先ほどもだが、何かそういった動きはないのかということをお聞きしたい。

麻生学校支援課長 令和5年度の改定の中では国からの通知はなかった。これについては、毎年、見直し等が行われて、国の中で判断が行われる。その通知に基づいて、私ども市のほうも同額の改正をさせていただいているので、もし今後あるようだったら、これも併せて改定のほうをさせていただきたいと思う。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に14番、令和6年度使用多摩市立小学校教科用図書採択の結果について。

山本教育部参事 小・中学校の教科用図書については、原則として4年ごとに採択替えを行うこととしている。

今回の小学校の教科用図書の採択までの経過については、資料の2ページ目に記載しているが、本年5月8日の教育委員会定例会において、文部科学省検定済教科用図書の調査研究を行い、教科ごと及び発行者別に、教科用図書に対する意見を付すよう諮問する議案が可決された。

このことを受けて、小学校長と学識経験者や保護者で委員を構成する教科用図書選定協議会を開催するとともに、各小学校へ、教科用図書の見本回覧、各教科の教科用図書調査委員会における調査研究を行い、選定協議会において評価及び発行者ごとに総合評価をまとめた答申が提出された。

また、市立図書館で教科用図書の見本展示、意見箱の設置を行い、市民の皆様からご意見を49部いただいたところである。

さらに今回の採択より、令和4年4月に施行された多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の理念に基づき、選定協議会の答

申に当たっては、児童の意見も踏まえて答申を作成していただき、採択の過程に反映させるため、小学校第5、6学年の児童を対象にアンケート調査を実施をした。

アンケート調査では、教科書や教科の学習内容がわかりやすくなるために、どんな内容が記載されているとよいか。また、教科書が使いやすくなるために、どんな内容が記載されているとよいか。さらに自由意見としてこんな教科書だとわかりやすい、こんな教科書だと学習しやすい、使いやすいと思えることを回答をしてもらった。

こうした資料をもとに、8月21日の定例教育委員会において、資料1ページ目に記載をした11教科、書写と地図を入れると13種目の教科書を採択した。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に15番、ICTと健康に関するアンケート調査の集計結果について(令和5年7月度実施)。

野原教育協働担当課長 ICTと健康に関するアンケート調査の集計結果ということで、お伝えをさせていただく。

この調査だが、令和3年度よりGIGAスクール構想による教育用タブレット端末の運用が本格的に始まったことに伴い、ICTの機器の活用とICT機器の使用に伴う体調の状況、この2点を確認をするようなアンケートである。

そして実際の結果であるが、特に結果の中でも4番、回答集計の中、電子黒板、プロジェクタが見やすいかといったところ、こちらは非常に顕著にふえているところである、見やすいというところがふえている。それから、同じように5番と7番、黒板を使った事業はわかりやすいか、これもわかりやすいというのがふえている。それからあと7番のタブレットも同様にわかりやすいというところである。

なので、比較的、教員のほうも児童・生徒さんも、タブレット、非常に慣れてきているというところが見てとれるかというところである。なので、引

き続きこのアンケート、体調面も含めて確認をしていきたいと思うが、3年一くりが終わったので、また、この実施方法については検討しながら、今後も継続をしていきたいと考えている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 今このアンケートをとっていただいたが、11、12番、調子が悪くなったところがあるかというのと、目が疲れたと感じたかという、本人がどう感じたかということの調査だと思うが、実際のところ、疲れたという方とかもそんなに特段、年度が変わってふえているというわけではないと、今課長のお話があったが、視力的にはお子さんたちはどうなのかというのは、学校と教育委員会の中ではどういうふうに感じているかをお聞きする。

野原教育協働担当課長 この調査に関しては、視力の部分は測ってというところはまた別であるので、そこは今後の検討とさせていただきたい。

岩崎委員 やはりこれからますます次の項目も出ているが、バーチャルでやるということになっていく中で、子どもたちの適正な使い方をしてほしいなということと、楽しく使ってほしいなという両方があると思うが、そういう意味では、やはり視力が実際に保てなくなっていくという状況ももしかしたらかいま見られるかと思うので、その辺のところは保健科指導の先生とかといろいろ考えながらぜひやっていっていただきたいと思うが、その辺をお聞きする。

野原教育協働担当課長 ご指摘のとおりで、やはりタブレット、電子機器、非常に心配するのが近視である。視力が急に落ちることというのは非常に将来的にも影響が出ていくので、例えば、学校での何センチ以上離してとか、姿勢をよくしてとか、そういったところの啓発も含めて、学校からの指導がいくようにしていきたいと考えている。

あらたに委員 今の目のことなのだが、専門家的には例えば1時間に5分なり遠くを見なさいとか、いろいろそういう指導はされていると思う。学校現場では、具体的にそういった指導はされているのか。

山本教育部参事 今ご質問あった学校現場でタブレットの使用、また目の健康ということに絡めてどのような指導をしているかということなのだが、学校のほうには、タブレットの画面と20センチは距離を取ろうということ、20セン

チ、30センチである。それから30分たったら遠くを見るようにしよう。こういった具体的な数値を出しながら、子どもたちにも周知をするようにと、指導するよというところは伝えてきているところである。

岩崎委員 今のところで子どもたちが素直にそういうことを学んで理解することもあると思うが、やはり夢中になるというので、なかなか近づいたりとか長くなったりというのがあるかなというところで、保護者の方もそういうことを知っていらっしゃる可能性もあるが、そのときに、その決まりみたいのというのは学校でつくれるものなのだろうか。

山本教育部参事 子どもたちのタブレット使用上のルールといったものについては、教育委員会のほうから例示を示して各学校で作成をし、子どもたちにも、そのルールをもとにしながら健康への配慮、それから、また、情報モラルに関する指導というものを行っているところである。こういった学校で指導をしている内容については、学校だより等をもとにしながら、保護者のほうにも伝えていくようにしている。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に16番、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業について。

野原教育協働担当課長 それでは、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業についてということで、説明をさせていただきます。

事業のまず実施の背景は、不登校児童・生徒が増加している中、仮想空間を利用した新たな不登校対策というところで、東京都の事業に参加をしているという状況である。

そして、2番のイメージ図であるが、仮想空間、あともう一つ、不登校特例校、ここも設置検討を当然並行して実施をしているところであるが、引き続き検討しているというところである。そして仮想空間のイメージ、こちら3Dの仮想空間になっている状況である。児童・生徒アバターを使用して待機している相談員と相談をしたり、ほかの児童・生徒と交流が可能というところである。そして仮想空間で自分の気持ちを伝え、理解してもらえた、活動を通じて褒められた、そういった経験を得ていただく空間というところ

である。

支援の対象であるが、本年度に関しては不登校支援だけでなく、日本語指導も試行実施ということで、想定をしているところである。

事業開始である。9月中の準備、周知を経て、多摩市立フレキシスクールonlineということで、10月1日スタートということで予定をしている。学校を経由して、対象者に周知をして、家庭からの申込みに関してはオンラインというところ、フォームを使った入力による申込み受付、申込みの方に対してアカウントを発行して、仮想空間に入室をいただくということは今考えている。また、9月には保護者説明会や内部の関係者向け説明会をしていく予定である。

そして、最後の4の不登校支援の内容についてというところだが、相談や交流スペース、あと講座、授業ができるようなソーシャルスキル、ゲームを身につけられるような講座ができるようなところがあるところである。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 VLPに関して、コミュニケーションを取る中でチャットであるとか様々なツールを活用されると思うが、何かあったときログを確認したりとか、そういうことはシステムとしてはできるようになっているか。

野原教育協働担当課長 ログは確認ができるということになっている。ただし、音声のやり取り、それに関しては録画はやはり残せないで、その確認はできないというような状況である。

大くま委員 チャットなどの文字データのやりとりは確認できることがわかった。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に17番、多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者候補者の選定について。

伊藤永山公民館長 協議会資料17をご覧ください。

多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者の候補者を選定したので、報告させていただくものである。

1番、概要だが、平成18年4月より指定管理者による管理を行って

る。平成18年からこれまで新都市センター開発株式会社を指定管理者として5年ごとに更新を行ってきた。現在の指定管理期間は、平成31年から令和6年3月31日をもって終了する。令和6年度からの5年間についても引き続き指定管理者による管理を行うことを決定し、指定管理者候補者を選定することとなった。選定に当たっては、学識者3名と市民委員2名、計5名による委員会を設置した。このたび指定管理者候補者選定委員会より審査結果の報告を受けて、指定管理者の候補者については、現指定管理者である新都市センター開発株式会社を選定した。

これまでの経緯だが、昨年度令和4年度に「指定管理者制度更新にあたっての基本的な考え方」を経営会議で決定して、指定管理者選定委員会設置要綱を制定した。今年度に入って、指定管理者選定要綱及び指定管理者管理基準について決定を行い、その後、指定管理者選定委員会の委員を決定した。8月に2回にわたり委員会を開催して、その報告書を提出いただいた。9月にこの報告書に基づき指定管理者を選定した。

それでは、指定管理者の報告内容を簡単に説明させていただく。資料は、3ページからが報告となっている。

5ページをご確認いただきたい。委員会については8月に全2回開催して、1回目は指定管理者の選定は公募によらず、特命団体の候補者選定であること、また、審査方法や施設概要等について確認した。2回目は、当駐車場の現場視察、申請団体である新都市センター株式会社より申請書類に基づく説明を受け、委員によるヒアリングを行った。

3番の審査結果だが、多摩市の公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条第1項第1号では、設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができる団体があると認められる場合は、公募によらず特命の選定ができるとしている。

今回はその委員会の結果、当駐車場が多摩市と新都市センター開発の2者で区分所有する複合施設であることと、本施設全体管理を新都市センター開発が行っているほか、近隣施設も管理していることから、こちらの条例に該当すると判断をいただいた。

次に、説明及びヒアリングを踏まえて、3段階で評価をいただいた。①の

管理基準以上の取り組みである。②番、管理基準を満たしている、③番、改善や見直しが必要であるという3段階で評価をいただいた。

その結果だが、選定基準に基づく全ての選定項目において、管理基準を満たしているという判断をいただいた。選定委員会より、新都市センター開発株式会社が多摩市営永山複合施設駐車場の指定管理者として適当であるとの判断をいただいた。

具体的な内容だが、主に5つの項目で判断いただいた。施設の効用の発揮及びサービスの向上。2つ目が公平性の確保。3つ目が管理の安全・安定性の確保。4つ目が効率的な運営・コスト対策。5つ目が当該駐車場特性への対応など。こちらが5つで判断していただいて、全ての項目において②番の管理基準を満たしているという評価をいただいた。

主な意見としては、運営努力という面で評価をいただいた。さらに、社会的弱者への配慮についても、ある程度評価をいただいたが、今後、より強化を求める要望もいただいた。

以上の評価より新都市センター開発株式会社が指定管理者として適当である判断をいただいた。この報告を受けて、教育委員会において新都市センター開発株式会社を指定管理者として選定した。

今後の更新までのスケジュールだが、1ページ目に戻って、今後12月指定管理者の指定の議案を上程予定である。その後、基本協定を締結して、来年度4月から運用を開始したいと考えている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

あらたに委員 少し今までと違って、多摩市は公園や駐車場に対して有料化をしていこうという動きがある中で、一つの単体の駐車場をどこが管理するかという決め方ではなくて、面で合わせてまとめて管理していただくほうが全体的な管理費が安くなるということで、そういうことをずっと提案してきている。今公園についてはそういう方向で動こうとしている中で、ここはまた単体で契約を進めていくということで、選定委員会の方がそういうことを知っていたのかどうかということをお私はずごく大事だと思う。そこはどうか。

伊藤永山公民館長 選定委員会の方が知っていたかは確認はしてないが、選定委員会の説

明の中では、市内全体の公共施設の駐車場というところでは、特に今回公民館のほうでは説明を行ってはいない。

あらたに委員 正直言って、こうやって一個ずつぱんぱんと決めると、市全体で有料化をしていくときの契約としておいしいところだけ先に決めたと、なかなかほかの住宅地にあるようなところだけが残ると、手を挙げづらくなると。だから、全体を通して契約をしたほうが事業者さんも手を挙げやすいし、その分のコストの削減になるよというような話をずっと進めてきてたと思うが、そういう情報をきちんと伝えた上で、入札する、しないも含めて判断していただかないといけないかなと私は思うが。

小野澤教育部長 この市営の永山複合施設の駐車場に関しては、この指定管理者の選定に当たって、庁内の会議の中で検討した上で、特命と判断をして、今回選定委員会を実施しているというところであるので、庁内の中でもやはりこの施設の特殊性というか、新都市センター開発との関係もある中で、通常の公園の駐車場とは少し性質が異なるというところもある中で、この施設については特命で進めていこうという判断をしているところであるので、その辺り選定委員会というところではなく、市の考え方としてこうやって進めているところである。

本間委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に18番、永山公民館・関戸公民館の組織について。

伊藤永山公民館長 協議会資料18をご覧いただきたい。永山公民館・関戸公民館の組織について報告させていただく。

まず経緯だが、多摩市立公民館は、これまで平成9年に永山公民館、平成11年に関戸公民館が開館し、両公民館が「つどう」「学ぶ」「つながる」の施設として、地域に根差した社会教育事業を進めてきた。

これまで、社会教育施設としての公民館の在り方については様々な検討がなされて、多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムにおいて、公民館の施設の配置を1館に集約し、その後も両館の機能については、両館がつくり上げてきた市民や地域の関係性を大切にしながら、引き続き事業を実

施していくこととしていた。

また、近年のデジタル技術の進展や新型コロナウイルスの感染症の影響、少子高齢化や人口減少により、社会を取り巻く環境が日々変化する中で、社会教育施設の在り方や事業内容、手法などについて、多摩市学びあい育ちあい推進審議会からも提言をいただいているところではあるが、学校や児童館、関係団体との連携強化やアウトリーチ事業の事業展開を公民館としても図ってきたところである。

しかしながら、公民館の利用者や利用団体、利用率は減少傾向にあり、特に新型コロナウイルス感染症の影響による激減後、利用者は戻りつつあるが、回復には至っていない状況である。

公民館の組織体制や予算の見直しを行い、今後も両館の地域性を大切にしながら、さらに発展した事業を市民に提供していくことが今求められているところである。

次のページだが、主な課題としては、1つ目に利用者数、施設利用率、施設使用団体数の減少が挙げられる。左下の表だが、利用者数に関してはこれまで大きな変化なく、毎年10万人程度を推移してきたが、コロナ禍で減少した後、回復までは至っていない状況がある。右の利用率と施設使用団体数については、近年は緩い減少傾向にあり、また、コロナで大幅に減少しているところである。このほかの課題としては、事業のマンネリ化とか、実行委員会形式の実行委員の高齢化による新たな展開や手法がなかなかできていないところ。また、3つ目としては人員、予算等の削減、少人数体制による人材育成が図られていないことが挙げられる。

このことから、これからの公民館として目指す姿としては、これまでどおり各地域に根差した社会教育施設として、それぞれの組織で運営してきた永山公民館、関戸公民館の両館の組織を統一し、組織力を向上させ、多摩市の社会教育事業のさらなる充実を図り、公民館の代表的な機能である「つどう」「まなぶ」「つながる」を促し、誰もが利用しやすい施設を目指していく。そして、利用者や活動団体の増加、市民の社会教育の支援の充実を図っていきたいと考えている。

組織統一後の今後の取り組みとしては、各公民館の運営においては、立地

環境や地域性を生かし、それぞれの地域や市民との関係性を大切にしながら、地域の社会教育施設の拠点として様々な事業を展開をする。また、事業等の整理や新たな手法の検討を行い、アウトリーチ事業や様々な団体・機関との連携を強化していく。

今後の体制については、現状それぞれの公民館に館長が1名、館の運営担当が1、事業担当がそれぞれ1あるが、組織統一後は、多摩市公民館として館長を1名、その後に担当を3置く予定である。

内訳としてはそれぞれの館、永山公民館の運営の担当、関戸公民館の運営担当、事業担当を一つにまとめて全3つの担当としたいと考えている。

目指す姿のイメージとしては、これまでそれぞれの館が連携、協力、事業展開を図ってきたところだが、今後は、それぞれの館の施設管理事業、実行委員会の運営のサポート等、それぞれを地域性に合わせて継続していきながらも、事業担当が一つになることで職員数を充実させ、関連機関等の連携の拡充や強化、アウトリーチ事業を積極的に行っていきたいと考えている。

また、事業や予算を一本化して、これまでの事業、事務の整理、効率化を図るとともに、各館の地域性をこれまでどおり大切にし、事業を実施していくことで、新規利用者の拡大等を行っていきたいと考えている。

最後だが、組織改正のスケジュールとしては、本日、子ども教育常任委員会で報告をさせていただいた後、今後は市長部局との調整、また12月議会では、公民館条例の改正を上程予定としている。その後、公民館利用者懇談会で説明して、公民館処務規程等の改正、来年4月から新体制で始動していきたいと考えている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 この人数的な組織、今は公民館長がいて、事業担当が4名でやっているということで両方4名。それで今度新体制であっても館長がいて、また3部門というか、運営と人数的なものの上のところは変わっていかないと思うが、より充実させるという意味では、この4人でやるということは変わらない中、下の係という形で全体の組織がどのように変わるのかをお聞きする。

伊藤永山公民館長 来年度から両館の運営の担当はそれぞれ残すが、今それぞれの館に事業担当を1ずつ置いているが、それを統一して、事業担当を一つにするの

で、担当としては一つ減る予定である。なので係長としては1人減するが、人数としてはその係長分を担当に合わせたい。全体の人数としては減らさないように人事部署には要望していきたいと考えている。

岩崎委員　　これからだと思うが、やはり公民館というのは大事なちょっとコロナで削減されたということで、今盛り返しているということはあるが、市民としては、よりどころになっているかと思っている。

そういう意味では永山と関戸というのは少し距離があって、そして市民のそれぞれの暮らしも少し離れているということで、連携するというのは、いろいろな意味で大変な部分もあるのかと思っている。

それでも永山ではやっているのに関戸でやらないとか、関戸ではとかと残念な気分市民の方がもしなるとしたら、そのところは今後充実するのかと期待するところなので、ぜひ上の部署の方だけではなく、公民館全体に関わる様々な市民の方もいるので、そういう方たちにも、ぜひこういうふうに組織が変わっていくということは早い段階からお伝えしながら、一緒に考えていくこと、あるいは協力してもらうことをやってほしいなと思うので、よろしく願います。

大くま委員　　最後のスケジュールを見ると、12月議会で条例を上程して、利用者懇談会は1月に予定ということになっている。条例が決まった後に懇談をするということなのか、先ほど岩崎委員からもあったが、市民の皆さんといろいろな話をした上で、検討していくことも必要なのではないかなと思うが、その点は今どう考えているのか。

伊藤永山公民館長　　これまでの予定は、利用者懇談会が毎年度1月に行っていたことから、この予定どおり1月とさせていただいたが、委員の皆様からのご意見もあったので、公民館のほうで検討したい。

本間委員長　　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

本間委員長　　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

最後に19番、多摩市立中央図書館開館後の利用状況等について。

横倉図書館長　　資料19番のほうをご覧いただきたい。多摩市立中央図書館開館後の利用状況等についてである。

中央図書館が7月1日に開館をして、7月、8月と2か月たったところである。この機会に利用状況について報告をしたい。資料に沿って報告をさせていただきます。

まず1番の(1)であるが、7月・8月の利用状況、こちらの表のとおりになっている。こちらについて分析したものを下に文章で書かせていただいている。まず入館者数である。入館者数は開館の初日7月1日と2日、それぞれ約1万1,000人が来館をされた。その後の土日祝日は、7月が約5,000人、8月が約4,000人が来館、また、平日については7月・8月も約3,000人が来館をしているところである。

貸出者数である。初日の7月1日と2日の貸出者数は、約1,200人、当日の来館者数が約1万1,000人というところなので、約1割の方が貸出者数というような数字である。以降、おおむね1日当たりの貸出者数は、1日当たりの来館者数の2から3割程度となっているので、資料の貸し出しだけではなくて、席の利用などの目的で来館される方が多いということがうかがわれる。

昨年度の旧本館の7月・8月の利用の状況と比べると、貸出者数が約450人だったのに対して、中央図書館については、1日当たり平均の貸出者数が約900人であったので、約2倍というところであるが、中央図書館についてセルフ貸出機等を導入したので、利用者の方には待つことなくスムーズに貸し出しがされているという状況である。

また、貸出冊数であるが、こちらについても昨年度の旧本館のときと比べると、旧本館のときは1日当たり約1,000冊ということであったが、中央図書館に関しては約2,000冊ということで、やはり2倍の増加となっているところである。

2ページ、見ていただきたいが、(2)番の新規利用登録者数である。利用登録することで、本の貸し出しなどができるところであるが、こちらは7月の1か月で約4,000人、また8月は約1,700人の新規の利用登録があったので、昨年度の新規の登録者数が全館で5,861人であったので、この2か月間でほぼ昨年度の数字に迫っているというような状況であった。

特に、開館直後は、来館者数と比例して、当然登録者数も多かったところであるし、やはり2年以上登録実績、貸し出し実績がない方だったり、今まで図書館から離れていた方もいらっしまったのかというところで、印象として感じているところである。

(3)の年代別の利用状況である。こちらは貸出者数で比べたところである。表としては、令和4年度の全館の横棒のグラフと令和4年度の本館のグラフ、令和5年度中央図書館というところで、表のほうはつくっているところである。

こちらの分析だが、中央図書館の年代別の貸出者数の割合は、40代以下の世代の割合が50%というところで、旧本館と比較すると10%高くなっているということで、やはり若い世代の方の利用が非常に伸びているというところである。

特に、旧本館のときと比べてみると、貸出者数、実数のところであるが、このグラフを見ていただくと、10歳未満だと例えば令和4年度の本館だと519人の貸出者数が、令和5年度中央は1,830人、また10代についても786人から2,264人、20代については293人から1,368人ということで、やはりこの実数を見ると、本当に多くの方が、貸出者数ということでふえたということがわかるところである。

また、子育て世代に当たる30代、40代の方の利用も約2倍から2.5倍にふえているというところもあって、子育て世代が親子で利用していただいているということがうかがわれるところである。このような貸出者数に関しては特色、特徴があった。

その後はイベント関係である。3ページであるが、2番、開館式典は7月1日に行って、議員の皆様にもいらしていただいたところである。

また3番だが、開館記念イベントである。図書館の主催としては、こちらの表になっている講演会のほうを実施して、辻村深月さんのトークイベントを図書館の開館前にイベントとしてさせていただいて、その後、オープンに合わせて講演会等を行ったところである。

4ページが各講演の詳細であるので、その様子などを見ていただきたい。また、5ページだが、企画展示ということで、歌川広重の作品の展示会だ

ったり、館内のステッププラザという場所があるので、こちらでも本の展示をした。このステッププラザのほうではこの本の間のの上に座って、読書などを楽しむ姿を多く見かけたところである。

続いて、6ページである。(2)番だが、市民、大学、多摩センター、周辺企業との連携イベントである。図書館としては、本館の閉館から開館に向けてというところで、市民の方にイベントのアイデアを募集した。多くの応募をいただいて、それを皆さんで実現するというイベントをしたところである。

こちらの表にあるように様々なイベント、図書館の中ではふだんしないようなジャズライブとかそういったものを行ったところである。また、近隣の大学にも協力をいただいて、学生の方が館内のそれぞれの様々な場所でイベントなどをしていただいて、非常に学生の方にとっても充実した催しになったのではないかと考えているところである。

そして、7ページであるが、(3)その他各課との連携の企画ということで、経済観光課と連携をして、ハローキティにあえる街ということで、様々なイベントのほうを実施をした。こちらについても地域の活性化というところで、これから図書館のほうもしっかり協力をしていきたいと考えているところである。

あとは4番だが、ポスター等配布物、こちらの書かせていただいたとおりである。伐採木からつくった木のしおり、こちらは小・中学校の児童・生徒にも配布をして、その後図書館に子どもたちが来て、とても喜んでいて私もとてもうれしく思った。

5番だが、取材等である。こちらは紙媒体として、読売新聞、朝日新聞、東京新聞等へ掲載をいただいた。

また8ページであるが、映像というところでは、日本テレビ、フジテレビ等、こちらのほうでご紹介をいただいたところである。紹介としては、2階のおしゃべりもできる図書館というような、特にそちらをPRしたわけではないが、そちらのところが注目されたというところであった。

それから(3)番だが、インターネットのほうでも様々な情報のほうを発信をしていただいたというところである。図書館については、7月・8月は

やはり学校もお休みという中で多くの利用があった。9月に入っても、土日についてはやはり4,000人ぐらい来館者もいるので、また、様々なイベントと図書館でのサービスもしっかりとやっていきながら取り組んでいきたい。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 来館者などもふえてよかったと思うが、少し心配なところは近隣の駐車などのトラブルなどは今のところないのか。そういったことの対策などはどうされているのか。

横倉図書館長 こちらについては、開館の前から駐車場に関しては、図書館のほうの方が障がい者の方向けしかないということでお知らせをしてきた。問い合わせもあるが、そちらについては、近隣、やはり商業施設があつて、そちらの駐車場もあるので、こちらを利用してくださいということで、その辺りはしっかり説明をして、ご案内しているので、特にそれで納得しないという方はいらっしゃらないということである。

岩崎委員 今回、本当に多くの人々がにぎわっているのだなということが改めてわかったが、建物がZEB Readyという地球温暖化対策として建てられたということもあるが、多分夏だったということもあつて、図書館だったら涼しいと思われている方が暑かったとすごい言っている方もあつたが、温度設定とかを結構決めていたというのはあるのか。

萩野中央図書館整備担当課長 ZEB Readyについてと館内の空調の関係ということでご質問をいただいた。館内の空調設定については、温度設定自体は実測値に基づいて、夏なので28度設定にしている。設定値ではなくて、28度になるように設定値を整えているところである。ただ、猛暑だったので、外から来て、すぐに入ったばかりだと、やはりちょっと暑いという方もいらっしゃった。そういうご意見も多々いただいたところである。

ZEB Readyにしたということは、館内の空調の効率を高めて、適切な温度設定にすることで空調負荷を抑えることもそうであるし、エネルギーの消費を抑えるという目的もあるので、温度設定については、皆様方のご意見をいただきながら適切に設定をするとともに、省エネにも努めていきたいと考えているところである。

中島委員 図書館のお子様用のトイレが、数が少ないのではないかという声を聞いて、最初はやはり来館者の方が集中されたということもあって、ちょっと列に並んでいるお子さんが我慢できないというお声があったりというのもお聞きして、その後は落ち着いてくるということもあるが、今現在そういったお声などが届いているか、どのようになっているかお聞きしたい。

横倉図書館長 やはり先ほどご紹介したように、オープンの7月1日と2日は、特に1万2,000人ということで、その後も多くの方にいらしていただいて、ある程度、建物の規模でこれほどの多くの方がいらしたというところが実際のところかなと思う。トイレのほうも混み合う状況だったが、今現在はある程度落ち着いているし、館内のほうにも、例えばおむつなんかもそのまま混んで置いて置かれたりというところもあったが、そういったところもしっかりと表示をして、また、トイレの様子も見ながら私ども管理をしていくので、現在のところは落ち着いた状況になっている。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

あらたに委員 全然別件で質問があるが、9月に入ってインフルエンザによって学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖が物すごくふえていて、今、ホームページで開示されているのは一応15日とか16日、今週いっぱいまでがお休みだということで、この後3連休があって、明けはもう全校どこも休まずスタートするという感じだが、正直言ってこの9月に入って物すごい勢いだなと思っていて、いきなりもう来週スタートして大丈夫なのかという心配もあるが、この辺を今どういうふうに傾向とか見ているのか、もう落ち着いて大丈夫だということなのか。

麻生学校支援課長 夏休みが明けて9月に入ってからになるが、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖がそれぞれ発生している。延べの学校数で申し上げますと19校、これまでに発生しているという状況である。それぞれが約3日から5日程度閉鎖をして様子を見ると、その間に広がりがないかどうか、学校のほうで児童・生徒の健康観察をしてということをしている。委員ご心配のとおり、今の状況だとまだまだこの状況が続くのではないかと、保健担当部署としては考

えているところである。

この夏休み、行動制限等もなく、お子様方、いろいろ遊ばれたと思う。その結果、どこかで感染をする、コロナに限らずということなのだが、今あるのが新型コロナであったり、インフルエンザであったり、病名がわからない感染症もあるようなので、そういったところでは十分に気をつけていただきながら、日々をお過ごしいただきたいとは思っているが、ご心配いただいているとお断りを許さないというのが現状である。

あらたに委員 多分、お子さんのいる家には、大分そういう情報もいっているのかと思うが、市内全体的にそういう学校で広まっているということは周知したほうがお互い気をつけ合えると思うので、そこら辺は実情をしっかりとシンプルに知らせてしていく必要があるという気がする。

本間委員長 次に20番、所管事務調査についての件に入る。

前回、6月26日の子ども教育常任委員会協議会において、子ども教育常任委員会の2年間のテーマを「子ども・若者への支援について」とすることとした。その中で、所管事務調査に位置づけるかについては今後の調査の進展を見て、9月の委員会で改めて協議をすることとした。

調査については、テーマに関連した先進市として10月19日に愛知県豊橋市、20日に京都府京都市にて、子ども・若者支援の先進的な取り組みについて視察を行うことをした。

議会基本条例に定める議会の活動原則では、政策提案機能を積極的に活用するとされており、5月23日の議運においても、前期議運からの申し送り事項で所管事務調査に位置づけ、市に対して、何らかの形で提案していくことが望ましいことを確認した。

ただし、テーマの中には様々な要素があるため、視察により子ども・若者支援の効果や課題などを整理し、また、多摩市の現状と今後の子ども・若者支援の考え方を理解した上で、具体的な提案に向けた活動が可能であれば、改めて所管事務調査に位置づけることを協議したい。

よろしいだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 2時09分 再開

本間委員長

休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 2時10分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

本 間 としえ